

建築物におけるアスベスト対策 参考資料

【資料2関係】

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」(概要)	1
建議「建築物における今後のアスベスト対策について」(本文)	3
建議において講ずべきとされた具体的な施策と対応状況(講じた施策の概要)	15

【資料3関係】

アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告(概要)	33
アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告(本文)	41
総務省勧告と対応状況(勧告を受けた通知等)	85
主な吹付けアスベスト等に係る使用実態調査の状況	101
民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査	102

【資料4関係】

トレモライト等に係る関係報道	103
--------------------------	-----

【その他】

アスベストに係る建築基準法令関係条文	107
------------------------------	-----

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」の概要

背景

アスベスト工場の従業員が中皮腫で死亡していたことを公表(17年6月)

また、工場の近隣住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡。家族・近隣住民
これまでは近隣や家族への影響はないというのが通説。

さらに、文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表(17年8月)
文具店の2階に吹付けアスベストが露出して使用。建材由来の症例は初めて。

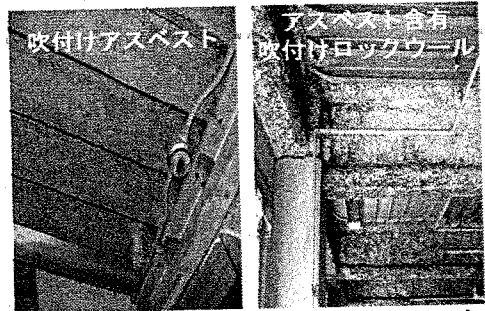
建築物

吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物	13,099棟※1	(12月19日)
社会福祉施設	245施設※2	(11月29日)
病院	324施設※2	(11月29日)
学校施設等	771機関※2	(11月29日)
公共建築物	6,617箇所※1	(11月29日)

※1：露出した吹付けアスベスト等がある建築物数又は箇所数

※2：吹付けアスベスト等があり、ばく露のおそれのある場所を有する施設数又は機関数。(福祉施設及び病院は、飛散防止対策済みの数を含む)



写真提供：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト対策部会の建議

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置(8月)
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

建築基準法による規制等

- 飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止
 - ①増改築時における除去、封じ込め又は囲い込みを義務づけ
※成型品、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外
 - ②アスベスト繊維の飛散のおそれがある場合に勧告・命令等を実施
※吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など
 - ③報告聴取・立入調査を実施
 - ④定期報告制度による閲覧の実施

解体時等における飛散防止

- (解体時)関係法令遵守を徹底
- (地震発生時)応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

調査・研究・技術開発等

- 調査研究、技術開発の推進
- 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の検討

環境整備

- 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備
- 住宅性能表示制度における表示制度の整備
- 相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供
- 調査マニュアルの作成、調査員の研修 → 詳細な実態調査

建議

建築物における今後のアスベスト対策について

平成17年12月

社会資本整備審議会 建築分科会

◆目次◆

はじめに

1	建築物のアスベスト対策の現状と課題	3
	(1)関係法令等による規制の現状と課題	
	(2)建築物における実態調査の現状と課題	
	(3)その他のアスベスト対策の現状と課題	
2	建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方	5
	(1)建築基準法による規制の考え方	
	(2)解体時等における対策の考え方	
	(3)アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方	
3	具体的な施策	6
	(1)建築基準法による規制	
	(2)吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進	
	(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施	
	(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底	
	(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備	
	(6)住宅性能表示制度の整備	
	(7)アスベスト含有建材の除去等への支援	
	(8)相談体制の整備	
	(9)台帳の整備等	
	(10)専門家・事業者の育成	
	(11)技術開発の推進	
	(12)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施	
	(13)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供	
	(14)地震発生後の飛散防止対策を実施	

はじめに

今般のアスベスト問題は、本年6月、アスベスト建材メーカーが、従業員が肺がんや中皮腫で死亡していたこと、工場の近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡していたことを公表したことが発端となっている。これまでは、アスベストに係る作業等を行う従業員には影響があっても、工場の近隣住民、従業員の家族等への影響はないと一般的に考えられていたことから大問題となったものである。

中皮腫の潜伏期間は35年前後といわれる。今から35年前の昭和45年当時は、大量のアスベストが使用されていたことを考えると、今後、被害者が増大するといわれている。また、アスベストの9割は建材で使用されており、建築物の解体時に建材からアスベストの繊維が飛散するおそれがある。

さらに8月、大阪府内の文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表された。文具店の2階に吹付けアスベスト（青石綿）が露出していたことが原因ではないかといわれている。建築物に使用されている吹付けアスベストが原因で死亡したケースはこれまで知られていなかったが、吹付けアスベストは劣化によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあることから、早急な対策が求められている。

こうした中、本年8月に社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会が設置され、9月より3回にわたり、建築基準法令におけるアスベスト建材の規制のあり方等について議論を行い、このたび「建築物における今後のアスベスト対策について」としてとりまとめた。国土交通省をはじめとする関係団体、関係者には、この「建議」を踏まえ、責任をもって建築物のアスベスト対策に取り組んでいただくことを強く求める。

1 建築物のアスベスト対策の現状と課題

(1) 関係法令等による規制の現状と課題

アスベストは、不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れ、これを含有する建材は耐火被覆や耐熱のための吹付け材として柱やはりなどに、石綿スレート等の成型品として屋根や壁などに使用されてきた。

アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれ、これまでアスベストを扱う労働者の安全を確保する観点から、労働安全衛生法令により、アスベスト建材について段階的に規制が行われてきたところである。具体的には、

○昭和50年にアスベスト含有量5%を超える吹付け材の規制

○平成7年に有害性の高いアスベスト（青石綿、茶石綿）の製造、使用等の禁止

○平成16年にその他のアスベスト（白石綿等）の含有量1%を超える建材の製造等の禁止

○平成17年7月に労働者を就業させる建築物について、吹付けアスベストの劣化等によりアスベスト繊維が飛散するおそれがあるときは、除去等の措置を講じるよう事業者に義務づけ（石綿障害予防規則）

等の措置が講じられてきた。

また、業界の自主規制により、

○昭和55年にアスベスト含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止

○平成元年にアスベスト含有吹付けロックウール（湿式）の使用中止

等の取り組みが行われてきている。

なお、建築基準法においては、このように労働安全衛生法令により対策が講じられてきたことから、これまで建築基準法令では明確な使用禁止措置は講じていないが、

○昭和62年に鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベストを耐火構造の規定から削除

○平成16年に石綿スレート等を不燃材料、防火構造等の規定から削除

等の措置が講じられている。

しかしながら、これらの規制だけでは、既に製造されたアスベスト建材については、リユースが可能とされていることや、労働安全衛生法令では職域のみを対象としており共同住宅などは除かれていることなどが課題となっている。

(2) 建築物における実態調査の現状と課題

昭和63年、建設省（当時）は、各地方公共団体に対し、昭和31年から昭和49年までに施工された多数の者が利用する民間建築物における吹付けアスベストの実態調査及び飛散防止措置の指導を要請した。約2万棟を対象に調査が行われ、うち約2千棟に吹付けアスベストが使用されているという結果であ

った。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、本年7月以降、各省庁により実態調査が順次行われてきている。国土交通省においても、各地方公共団体に対し、改めて、民間建築物に関する実態調査及び飛散防止措置の指導を要請している。なお、今般の調査は、昭和63年時点と調査対象が若干異なり、アスベスト含有吹付けロックウールの調査対象への追加、対象建築物の拡大（建築年について平成元年までに延長すること及び多数利用の建築物だけでなく1000㎡以上の建築物全てを対象とすること）が行われている。10月25日現在の報告では、約25万棟について調査したところ、所有者等からの報告があった約16万棟のうち、約1万3千棟において露出して吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが使用されているとの結果であった。

しかしながら、今般の調査は緊急に行われたものであり、吹付けアスベスト等が使用されている部分や劣化の状況等までは調査しておらず、今後の指導等を行うための資料としては十分とはいえない。

また、この実態調査や飛散防止対策の指導等は、建築行政上は法的根拠のない任意の行政指導として行われている。国民の健康保護のためには、建築行政の観点から、特定行政庁（建築主事等をおく地方公共団体）による法律に基づく実効的な調査や改善命令等を可能とする仕組みを整備することが喫緊の課題となっている。

(3) その他のアスベスト対策の現状と課題

昭和63年に、建設省（当時）により、吹付けアスベストからの粉じんの飛散防止のため、（財）日本建築センターの協力を得て技術指針が策定され、講習会を通じて普及啓発が行われた。しかしながら、技術指針の策定から約17年経過し、この間に関係法令の改正や技術開発等が行われたことを考えると、必要な見直しを行うことが課題となっている。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、各地の保健所等で健康相談等が行われている。しかしながら、アスベストに関する相談内容は多岐にわたり、アスベストや建築に関する専門知識がないと対応できない場合が想定されることから、建築物のアスベスト対策に関する相談を受け付ける窓口を設置することが課題となっている。

この他、アスベストの除去等に要する費用に対する支援制度の整備、調査や除去等に携わる専門家・事業者の育成、空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法等の技術開発、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の名称等の情報開示、地震発生時のアスベストの飛散防止対策等を講じるこ

とが課題となっている。

2 建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方

(1) 建築基準法による規制の考え方

アスベストについては、この量であれば暴露を受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうという閾値（いきち）が存在しない。このことから、建築物においては、アスベストを少しでも飛散させないようにすることが必要である。

従って、建築物においては、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止することとすべきである。これにより、増改築時には、少なくとも当該増改築を行う建築物の部分において、アスベスト含有建材の除去等が行われるよう措置すべきである。

また、現在の知見では、通常の使用状態で繊維の飛散が懸念される建材として、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（以下「吹付けアスベスト等」という。）が知られている。これらの建材について、除去、封じ込め等の飛散防止対策を行わせるため必要な報告聴取や飛散防止対策を実施するよう勧告・命令等を行うことができるようにすべきである。この場合、実効性のある措置が講じられるようにするための環境整備が必要である。

なお、吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材（パーライト吹付け、ひる石吹付け、保温材、成型品等）については、劣化によるアスベスト繊維の飛散に関し知見が少ないため、各種文献、製造者からの資料・情報の収集、健康影響の指標に関する知見の収集、飛散状況等に係る調査・研究を早急を実施することが必要である。その結果、建築物の通常の使用状態における飛散防止対策が必要となった建材については、国として責任をもって、使用実態の把握、規制の根拠の明示、建築基準法令による規制等を行うことが必要である。

(2) 解体時等における対策の考え方

解体時における飛散防止対策のためには、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令遵守の徹底が不可欠であり、国土交通省は、今後とも、関係団体等に対し法令遵守について徹底を図ることが必要である。

(3) アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方

アスベスト含有建材の実態調査、除去等の対策が適切に行われるよう、除去等の費用に対する支援策の整備、アスベスト含有建材に関する情報提供、調査・対策マニュアルの整備、相談・調査体制の整備、専門家・事業者の育成、技

術開発（評価手法・体制の整備等を含む）等を進めることが必要である。

また、住宅所有者等に対する的確な情報提供と不安解消のため、住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果の表示の仕組みなどの整備が必要である。

3 具体的な施策

(1) 建築基準法による規制

建築基準法では、衛生上の観点から、平成14年の改正によりシックハウス対策としてホルムアルデヒドを発生する建材の使用の制限や防蟻剤であるクロルピリホスの使用禁止等の措置を講じている。このシックハウス対策について一定の成果を上げていることを考えると、建築基準法による規制等はたいへん有効であると考えられる。

このため、国土交通省は、建築基準法において、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止すべきである。特に、露出して使用されている（空調経路などに露出している場合を含む）吹付けアスベスト等については、除去、封じ込め等の飛散防止対策が行われるよう、勧告、命令等を行う制度を整備する必要がある。併せて、これらの措置の実効性を確保するため、勧告・命令ガイドラインの整備、地方公共団体からの相談体制整備等について、国は責任をもって環境整備を行うべきである。

これにより、建築物全般について次の①から④の措置が講じられることとなり、所有者は常にアスベストを適法な状態に維持する責務が生じることとなる。なお、定期報告制度の対象となる建築物の範囲を拡大することも重要である。

① 増改築時等における除去等

既存建築物の増改築等を行う際に、アスベスト含有建材の除去、封じ込め又は囲い込みが義務化されること。

② 勧告・命令

アスベスト含有建材が使用されている建築物において、アスベスト含有建材の劣化がみられる場合等において、特定行政庁がアスベストの飛散防止措置を勧告、是正命令等を行うことができるようになること。

③ 報告聴取・立ち入り検査

アスベスト含有建材の使用状況、劣化状況等に関し、特定行政庁が報告聴取及び必要に応じた立ち入り検査を行うことができること。

④ 定期調査報告と閲覧

定期調査報告制度により、多数の者が利用する建築物等についてはアスベスト含有建材の飛散防止措置の状況について報告が義務づけられ、その報告

の内容が特定行政庁において一般の閲覧に供されることになること。

(2) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進

今後、現在の概要調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要である。具体的には、

- ① 本年調査を実施した建築物について、吹付けアスベスト等が使用されている部分、その用途等の詳細な状況
- ② 室内には露出していないが、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物の実態
- ③ 小規模な建築物（1000㎡未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況

についても調査を行うべきである。

この場合、小規模な建築物を含むと、吹付けアスベスト等について、推定約200万棟（平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数（推計））が調査対象になり、スクリーニング（ふるい分け）の方法や調査体制確保が課題となる。このため、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修の実施、相談体制の整備等調査環境の整備が不可欠である。

また、吹付けロックウールについては、目視でアスベストの含有の有無を判断することは困難で、X線回折分析等を行うことが必要であり、分析機関に分析依頼が殺到している現状を考慮すると、不特定多数者が利用する建築物、規模の大きい建築物など、緊急性の高いものから順次実施するようにすることが必要である。

なお、将来の解体等に備え、囲い込み等を措置した吹付けアスベスト等についても、定期調査報告制度等において調査、把握を進めることが必要である。

また、公共建築物については、吹付けアスベスト等の調査結果を公表するとともに、期限を定めて計画的に除去することが必要である。

(3) 吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施

吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材については、アスベスト繊維の飛散性等に関して十分な知見がない。国土交通省は、これらのアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関し、各種文献、製造者等から資料を収集するとともに、これらのアスベスト含有建材が使用されている居室等における室内空気中のアスベストの繊維の濃度の実態調査を実施することが必要である。

実態調査については、関係機関と連携し、建築物に使用されているアスベ

ト含有建材（パーライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況、アスベスト建材の劣化に伴う飛散状況、吹付けアスベスト等の封じ込め効果の持続性等の調査・研究を行うことが必要である。

これらの調査・研究により、アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材については、使用実態調査を行い、使用実態を把握するとともに、飛散防止対策について検討する必要がある。

(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底

解体工事については、他法令（労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等）で工法、届け出手続き等が規定されている。現在、大気汚染防止法では、届出対象工事である「吹付けアスベスト等が50平方メートル以上施工された500平方メートル以上の建築物」について、規模の見直し、吹付け以外の含有建材を含む建築物の解体について、規制対象とすること等の検討が行われている。これらの動きと連携し、法令遵守の徹底を図ることが必要である。

(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備

シックハウス対策については、厚生労働省において、健康影響の観点から室内濃度指針値が定められており、これを下回るようにするために建築基準法による規制措置等が講じられているところである。

アスベスト繊維の濃度の基準については、労働環境の基準（150本/L）や大気汚染防止法でアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/L）はあるものの、室内環境についての基準はない。

しかしながら、健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。

今後、建築基準法に基づき特定行政庁が飛散防止対策について命令を行う場合や、住宅性能表示制度による濃度測定結果を所有者等が評価する際には、そのための判断指標が必要である。シックハウス対策における総揮発性有機化合物(TVOC)の暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定された値であり、室内空気質の状態の目安とされている。こうしたことも参考に、健康影響の観点からの指標の設定が困難であれば、室内空気質の状態の目安として暫定的な指標を定めることも検討すべきである。

(6)住宅性能表示制度の整備

住宅性能表示制度では、シックハウス対策として、化学物質の室内濃度測定結果や建材の使用状況について表示を実施しているところである。共通の基準のもと評価・表示することができるようにするため、この制度において既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維の濃度の測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する必要がある。

(7)アスベスト含有建材の除去等への支援

吹付けアスベストの除去に要する費用は、その除去面積によって異なるが、その規模によって1㎡当たり5千円～3万5千円を要するとのデータがあり、アスベストの除去等にはかなりの経費がかかり、除去等が進まない要因の一つとなっており、適切な除去等の対策を行うためには、支援制度の整備が必要である。

このため、建築物におけるアスベストの除去等の費用について、国土交通省は地方公共団体と連携し、地域住宅交付金など既存の制度の活用も含め、支援制度を緊急に構築することが必要である。

(8)相談体制の整備

建築物に係るアスベスト対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できるよう、国土交通省は、関係機関等の協力を得て「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所、消費生活センター、建築住宅センター、関係機関等に配布するなど相談体制の整備・充実を図るべきである。また、相談に対応する職員等に対し、十分な研修を行うべきである。

(9)台帳の整備等

建築物におけるアスベストの実態調査については、昭和63年に地方公共団体において実施されているものの、文書の保存期限の経過等により調査結果が残っていない場合が多い。

今後、アスベストの実態調査の結果については、調査を実施した地方公共団体で適切に情報を管理し、今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるよう、台帳の整備を進めることが必要である。

(10)専門家・事業者の育成

建築士会等関係団体と協力し、建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を積極的に実施すべきである。また、住宅生産者に対して、労働安全衛生法令等を周知するなど法令順守の徹底を図るべ

きである。

なお、(社)住宅生産団体連合会においては、一般への広報、低層住宅石綿取扱ガイドの配布及び解体業務従事者向けの特別教育実施についての支援(CD-ROM 教材、講師養成)を行っており、今後とも継続的に実施することが重要である。

(1 1)技術開発の推進

アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法、適切かつ安価にアスベストを除去する方法等の開発が求められており、関係省庁等と連携して技術開発を推進し、優れた技術の普及を図る必要がある。

(1 2)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施

国及び地方公共団体は、パンフレットの作成、広報等を通じて、所有者等に普及啓発を行い、適切な吹付けアスベスト等の除去等や、適切な解体工事等が行われるようにする必要がある。

また、所有者等が、建築物における吹付けアスベスト等の有無や劣化状況について、簡単なチェックを行い、専門家に相談する契機となるようパンフレット等を整備する必要がある。

(1 3)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供

建設業者や建築物所有者等が、増改築や解体時等において、使用されている建材に係るアスベスト含有状況に関する情報を把握できるよう、国土交通省は関係省庁と連携して、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士・施工者等への周知等を行う必要がある。

(1 4)地震発生後の飛散防止対策の実施

アスベスト含有建材を使用している建築物が地震により被害を受けた場合には、アスベスト繊維が飛散するおそれがある。このため、国土交通省は、建築物の耐震化の促進を図り、建築物ができる限り被害を受けないような対策を講じていく必要がある。

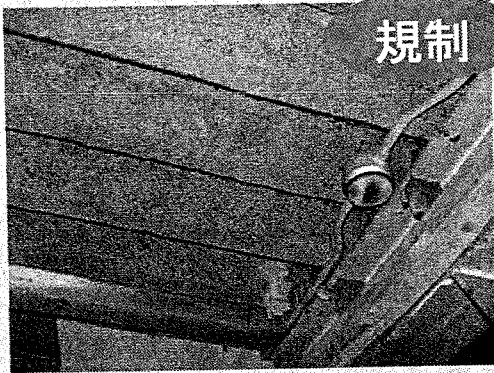
また、関係団体と協力して、地震発生後に行う応急危険度判定において、地震により被害を受けた建築物について、アスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することを検討する必要がある。

建築基準法による石綿規制

1 規制の概要 (平成18年10月1日より施行)

【規制の対象】(建築基準法第28条第1号・第2号)

○ 石綿の飛散のおそれのある次の建築材料の使用を規制



吹付け石綿



石綿含有吹付けロックウール
(石綿の含有率が0.1%を超えるもの)

※ その他の石綿含有建築材料(吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト、成型品等)は規制の対象とはなっていない。

2 規制の効果

- ① 石綿の飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施(法第10条)
- ② 報告徴収・立入検査等を実施(法第12条第5項及び第6項)
- ③ 定期報告制度による閲覧の実施(法第93条の2)

3 既存建築物の増改築時等の取扱い

- ① 増改築時には、原則として石綿の除去を義務づけるが、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ② 大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。

※飛散防止対策

(1)封じ込め

・建築基準法第37条により認定された石綿飛散防止剤を用いて、石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着させる方法

(2)囲い込み

・石綿が添加された建築材料を板等の石綿を透過しない材料で囲い込む方法

※ 除去、囲い込み、封じ込めの工事を行うに際しては、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令を遵守する必要がある。

アスベスト相談回答マニュアル

社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会建議「建築物における今後のアスベスト対策について」（平成17年12月）を受け、（財）日本建築センターが平成18年12月に作成。

国土交通省が実施した諸調査等の結果1980年代後半のアスベスト問題への対応で得られた教訓を基に、主に建築物の利用者や居住者を対象とし、建築物に関する事項を中心に、よくある質問項目や、今後質問が寄せられると思われる項目について整理。

[構成]

はじめに

第1章 用語

第2章 相談内容別回答マニュアル

- 1 アスベストに関する基礎知識（9問）
- 2 建築物に関すること（23問）
- 3 アスベスト産業廃棄物の処理に関すること（4問）
- 4 健康相談に関すること（10問）
- 5 支援策、助成制度に関すること（2問）
- 6 その他（3問）

[参考資料編]

参考資料① 相談機関一覧

参考資料② 建設技術審査証明事業（建築技術）にける吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術

（参考）石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（平成18年10月1日付け国住指第1539号）（抜粋）

第3 今後の運用方針等

6 相談体制

建築物に係る石綿対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できる体制整備を図るため、財団法人日本建築センターが「アスベスト相談回答マニュアル」を作成したところであり、このうち、建築物に関する部分について、同センターのホームページ（URL：http://www.bcj.or.jp/c05/02/faq_001.html）で閲覧することができる。貴管内の市町村、保健所、消費生活センター、建築住宅センター等の関係機関に周知いただくとともに、その活用等により、相談窓口の設置、相談員の研修を積極的に推進されるようお願いする。

定期報告制度の対象となる建築物の範囲の拡大

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（平成18年10月1日付け国住指第1539号）（抜粋）

第3 今後の運用方針等

4 定期報告（抜粋）

また、定期調査報告に基づく石綿の飛散防止対策の一層の充実を期するため、昭和59年4月2日付け建設省住指発第125号「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について」の指定方針に基づき、必要に応じ、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、制度の積極的な運用に努められることを願います。

（参考）指定方針（昭和59年4月2日付け建設省住指発第125号）

	用途	規模	報告期間
(1)	劇場、映画館又は演芸場	地階、 $F \geq 3$ 、 $A \geq 200\text{m}^2$ 又は主階が1階にないもの	1年間隔
(2)	観覧場（屋外観覧場は除く。）公会堂又は集会場	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 200\text{m}^2$	1年間隔
(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） 養老院又は児童福祉施設等	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 300\text{m}^2$	2年間隔
(4)	旅館又はホテル	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 300\text{m}^2$	1年間隔
(5)	下宿、共同住宅又は寄宿舎	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 300\text{m}^2$	3年間隔
(6)	学校又は体育館	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 2,000\text{m}^2$	2年間隔
(7)	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 2,000\text{m}^2$	3年間隔
(8)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10m^2 以内のものを除く。）	地階、 $F \geq 3$ 又は $A \geq 500\text{m}^2$	1年間隔
(9)	事務所その他これ類するもの（階数が5以上で延べ面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるものに限る。）	地階、 $F \geq 3$	3年間隔

注1. 地階、 $F \geq 3$ は、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分（ 100m^2 以下のものは除く。）を有するものを、Aはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。

注2. (1)項から(8)項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。

注3. 地下街、高さ31mを超える建築物その他、防火避難上の安全性の確保が極めて重要なものについては、上表にかかわらず、「期間」を0.5年間隔までとするよう配慮するものとする。また、精神病院その他の用途上特殊なものについても、同様とする。

平成20年7月8日
国土交通省
住宅局建築指導課

建築物防災週間において行った各種調査結果の公表について

建築物防災週間（平成20年3月1日から3月7日）において実施した建築物に関する以下の調査結果が取りまとまったので公表する。

1. 民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果について
- 2～5. (略)

※ 建築物防災週間

建築物防災週間は、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施している。

上期は8月30日から9月5日までで、9月1日の防災の日にからめて地震対策を中心に、また下期は3月1日から7日まで、消防庁の行う春の火災予防運動と同調して建築物の防火・避難対策を中心に防災指導を行っている。

1. 民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果

(1) 調査概要

- ・ 調査対象：昭和31年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね1,000平方メートル以上）な建築物。
- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- ・ 調査方法：地方公共団体から建築物所有者に報告を求めること等により実施

(2) 調査結果概要（報告）※20年3月14日時点の都道府県からの報告件数

() 書きは、前回（19年9月14日時点）の都道府県からの報告件数

- ・ 調査対象の建築物の数 : 259,344棟 (253,132棟)
- ・ 調査報告のあった建築物の数 : 218,349棟 (214,050棟)
- ・ 露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数 : 14,832棟 (14,774棟)
- ・ 指導により対応済みの建築物の数 : 8,006棟 (7,734棟)
- ・ 指導により対応予定の建築物の数 : 1,087棟 (1,191棟)

2～6. (略)

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査について(指導状況)

平成20年3月14日現在

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数	露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数※						備考
			指導により対応済みの建築物の数※	未対応の建築物の数	指導により対応予定の建築物の数	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数		
	A	B	C	D	E	F	G	H	
北海道	10,640	9,721	758	337	421	67	354	0	
青森	1,969	1,863	191	134	57	5	52	0	
岩手	1,688	1,648	109	81	28	9	19	0	
宮城	3,591	3,298	223	87	136	27	109	0	
秋田	1,673	1,663	64	36	28	0	28	0	
山形	1,598	1,493	141	84	57	12	45	0	
福島	4,442	4,238	302	138	164	16	148	0	
茨城	6,240	5,534	273	147	126	24	102	0	
栃木	4,568	4,198	284	133	151	29	122	0	
群馬	4,322	4,047	335	195	140	8	132	0	
埼玉	11,838	9,574	436	225	211	58	144	9	
千葉	11,306	9,738	489	269	220	66	154	0	
東京	15,398	8,891	672	531	141	69	53	19	
神奈川	11,620	11,620	733	497	236	28	208	0	
新潟	4,884	3,851	325	184	141	24	117	0	
富山	2,784	2,497	480	234	246	56	190	0	
石川	2,974	2,490	260	94	166	24	142	0	
福井	2,309	2,092	186	175	11	4	7	0	
山梨	1,474	1,384	96	39	57	5	52	0	
長野	6,704	6,704	260	126	134	34	100	0	
岐阜	4,919	4,408	255	138	117	26	91	0	
静岡	10,361	9,749	667	449	218	35	183	0	
愛知	19,927	12,526	978	441	537	31	506	0	
三重	4,355	3,897	205	87	118	25	93	0	
滋賀	3,593	2,996	241	146	95	29	66	0	
京都	6,939	5,533	439	230	209	36	173	0	
大阪	19,289	16,332	1,721	788	933	83	850	0	
兵庫	9,290	8,402	632	297	335	51	272	12	
奈良	2,227	1,874	158	92	66	11	55	0	
和歌山	3,445	2,696	78	41	37	6	31	0	
鳥取	1,119	1,119	68	41	27	6	21	0	
島根	1,467	1,433	64	30	34	6	27	1	
岡山	5,440	4,223	172	104	68	9	46	13	
広島	8,781	7,745	541	250	291	71	220	0	
山口	3,752	2,805	118	70	48	3	45	0	
徳島	1,764	1,742	37	23	14	8	6	0	
香川	2,404	2,404	68	38	30	4	26	0	
愛媛	3,565	3,079	153	74	79	7	72	0	
高知	1,670	1,288	158	66	92	24	68	0	
福岡	16,062	12,869	684	389	295	7	288	0	
佐賀	1,713	1,538	76	54	22	2	20	0	
長崎	2,442	2,051	70	38	32	9	22	1	
熊本	3,293	3,137	251	125	126	13	113	0	
大分	3,068	2,721	202	113	89	12	77	0	
宮崎	1,964	1,794	95	73	22	3	19	0	
鹿児島	2,584	2,352	73	57	16	5	11	0	
沖縄	1,889	1,092	11	6	5	0	5	0	
合計	259,344	218,349	14,832	8,006	6,826	1,087	5,684	55	

※「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査により対応した数である。

第三十六号の二様式（第五条関係）（A4）

定期調査報告書

（第一面、第二面）

略

（第三面）

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

- 【イ. 今回の調査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の調査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施
【ハ. 建築設備の検査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施

【2. 敷地の調査状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘項目】 地盤 擁壁 その他（ ）
【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【3. 一般構造の調査状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘項目】 採光 換気設備の設置 その他（ ）
【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【4. 構造強度の調査状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘項目】 構造部材の耐久 土台及び基礎
屋根ふき材等の緊結
（屋根ふき材 内装材 外装材 帳壁 その他）
その他構造耐力上主要な部分の構造強度 その他（ ）
【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【5. 耐火構造等の調査状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘項目】 耐火構造等
（間仕切り壁 外壁 柱、床、はり及び屋根 内装材 その他）
防火設備 防火区画 その他（ ）
【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【6. 避難施設等の調査状況】

- 【イ. 指摘の内容】 不適合の指摘あり（既存不適格）
要注意の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘項目】 戸、屋外への出口等 廊下、バルコニー、屋上広場等
階段 排煙設備の設置 非常用の照明装置の設置
非常用の進入口 敷地内の通路 非常用の昇降機の設置
その他（ ）
【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【7. 石綿を添加した建築材料の調査状況】（該当する室）

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有（飛散防止措置無）（ ）
有（飛散防止措置有）（ ）
無 不明（平成 年 月に分析予定）
【ロ. 措置予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【8. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無（平成 年 月に実施予定） 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無（平成 年 月に実施予定） 対象外

【9. 備考】

国家機関の建築物等における 吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査について

1. 調査の経緯

平成17年9月	吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト及び1%以上のアスベストを含有する吹付けロックウール）について調査
平成17年9月	上記調査について結果公表及び各省各庁へ指導
平成17年12月	第1回フォローアップ調査
平成17年12月	第1回フォローアップ調査結果公表及び各省各庁へ指導
平成18年3月	第2回フォローアップ調査
平成18年3月	第2回フォローアップ調査結果公表及び各省各庁へ指導
平成20年5月	吹付けアスベスト等（新たに0.1%以上のアスベスト及びトレモライト等を含有する吹付けロックウールを追加）について調査
平成20年8月	上記調査について調査結果公表及び各省各庁へ指導

2. 平成20年度の調査概要

- ・ 調査施設：各省各庁の所管する建築物等のうち、国有財産（行政財産に限る。以下同じ）に該当するもの
- ・ 調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」
- ・ 調査方法：これまでに実施した調査結果に関する資料の確認、分析調査機関へのヒアリング等により0.1%以上のアスベストまたはトレモライト等を含有する吹付け材であるかの確認（必要に応じて分析調査を実施）

3. 平成20年度の調査結果概要

（平成20年5月31日時点の件数）

○ 調査対象件数（報告件数）	： 83,312棟	（100%）
1) 吹付けアスベスト等の有無及び飛散防止対策状況		
・ 使用の可能性があり把握が必要な吹付け材がある件数	： 5,638棟	（6.77%）
・ うち吹付けアスベスト等が使用されている件数	： 500棟	（0.60%）
うち封じ込め等の飛散防止対策を実施済みの件数	： 363棟	（0.44%）
・ うち吹付けアスベスト等の使用が確認できていない件数	： 5,138棟	（6.17%）
うちクリソタイル等が使用されていない件数	： 2,542棟	（3.05%）
2) トレモライト等の把握状況		
・ 使用の可能性があり把握が必要な吹付け材がある件数	： 5,638棟	（6.77%）
うちトレモライト等の使用状況が把握できている件数	： 112棟	（0.13%）
うちトレモライト等の使用状況が把握できていない件数	： 5,526棟	（6.28%）

4. 今後の対応

国家機関の建築物を管理する各機関において、吹付けアスベスト等の使用の有無の把握及び除去等の飛散防止対策が推進されており、国土交通省では、引き続き各機関に対し、除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずるよう、保全指導・支援及び情報提供を行っていく。

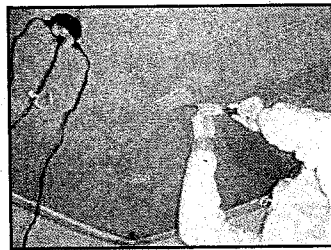
公的賃貸住宅等のアスベスト含有に関する調査

1. 調査概要

石綿含有量の異なる吹付けパーミキュライトが吹き付けられた公的賃貸住宅3住戸の天井について、窓を閉めた状態で、「平常状態」、「箒がけ」、「ドライバー引っ掻き」それぞれの条件で、扇風機により空気を攪拌した場合としない場合について、石綿の室内空気中濃度を測定した。



【箒がけの様子】



【ドライバー引っ掻きの様子】



【空気中濃度測定の様子】

2. 調査結果

- ・平常状態では、いずれも0.5(f/L) (定量下限) 以下
- ・箒がけ、ドライバー引っ掻きでは、0.5(f/L) (定量下限) 以下～8.0(f/L)

(単位：f/L)

	建設年度	クリタイル含有率 (%)	トモライト含有率 (%)	①平常状態		②箒がけ		③ドライバー引っ掻き	
				攪拌	無風	攪拌	無風	攪拌	無風
住戸1	1967 S43	1.74	0.03以下	0.5以下	0.5以下	1.7	1.0	0.5以下	0.5以下
住戸2	1976 S51	2.93	6.48	0.5以下	0.5以下	7.4	8.0	3.2	4.2
				0.5以下	0.5以下	3.0	1.2	0.6	0.9
住戸3	1970 S40	6.66	0.03以下	0.5以下	0.5以下	1.1	0.7	0.5以下	0.5以下

※定量下限：0.5(f/L) ※住戸2下段はトモライトの数値、その他はクリタイルの数値

※トモライト含有率(%)はX線回折分析による定量分析しか行っておらず、繊維状ではない形状のものが含まれている可能性有り。

3. まとめ

- ・平常状態では0.5(f/L) (定量下限) 以下となり、有意な飛散は確認されなかった。
- ・箒がけ、ドライバー引っ掻きでは、0.5(f/L) (定量下限) 以下～8.0(f/L) となり、飛散が確認された。箒がけ、ドライバー引っ掻きの条件設定については、密閉された空間において、日常的に継続して、すす払いを行うことや天井に硬い物がぶつかることは想定されず、調査にあたって特に厳しい条件を設定したものである。
- ・本調査は、平成17年12月の社会資本整備審議会建築分科会の建議を踏まえ、平成18年度に実施した調査である。準備期間等の関係で、サンプル数が公的賃貸住宅の空き住戸3住戸のみとなった。他の石綿含有建材とあわせて、引き続き、室内空気中の濃度調査を実施し、その結果を踏まえて規制の是非について判断すべきである。

国総建第90号
国総振第65号
国住生第114号
平成17年7月14日

- (社) 日本建設業団体連合会会長 殿
- (社) 日本土木工業協会会長 殿
- (社) 建築業協会会長 殿
- (社) 全国建設業協会会長 殿
- (社) 日本建設業経営協会会長 殿
- (社) 全国中小建設業協会会長 殿
- (社) 住宅生産団体連合会会長 殿
- (社) 全国解体工事業団体連合会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設振興課長

国土交通省住宅局住宅生産課長

建設工事を実施する上での石綿の取扱について

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

建設工事を実施するに当たっての石綿の取扱については、「大気汚染防止法」(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)、「労働安全衛生法」(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成十二年五月三十一日法律第百四号)等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するため、上記関係法令の遵守により石綿の適正な取扱に万全を期すよう、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正の概要について (アスベスト対策関係分)

I 住宅性能表示制度の概要

住宅の性能（構造耐力、省エネルギー性、遮音性等）に関する表示の適正化を図るための共通ルール（表示の方法、評価の方法の基準）を設けるとともに、第三者機関による性能評価、表示された性能を実現するための措置を講じることにより、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するものである。

II 住宅性能表示制度におけるアスベスト対策の概要

1. 経緯

アスベストに関する情報を的確に提供するため、既存住宅の住宅性能表示制度（空気環境）において、新たに「石綿含有建材の有無等」及び「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を追加する。

2. 表示事項の概要

改正建築基準法の施行により、今後、新築住宅については、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用が規制されるため、既存住宅を本表示事項の対象とする。

① 「6-4 石綿含有建材の有無等」

吹き付けアスベスト等の使用状況に関する表示事項の新規追加

評価内容	次の①及び③までに掲げる建材ごとの石綿含有率等 ①吹き付け石綿 ②吹き付けロックウール ③①及び②以外の建材のうち申請者の申請に基づき測定を行う建材
分析方法	日本工業規格 A1481 により分析を行う (測定を行う建材につき、3カ所から試料を採取し、定性分析によってアスベストの有無を確認した後、X線回折分析法による定量分析を行う)
評価書に記載する事項	石綿含有建材の名称及び石綿含有率等、採取条件、分析条件等

② 「6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」

室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定に関する表示事項の新規追加

評価内容	評価対象建築物の居室等における空気中の石綿の粉じんの濃度
測定方法	吸引流量 5l/min で2時間の吸引を行い、位相差顕微鏡等の測定器具を使用して、50視野以上についてアスベスト繊維を計数
評価書に記載する事項	空気中の石綿の粉じん濃度、採取条件、分析条件等

アスベスト改修型優良建築物等整備事業

1. 背景・目的

アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する建築物のアスベスト対策を促進。

2. 事業の概要

①対象地域：全国

②対象建築物

- ・ 劇場、百貨店、マンション等、多数の者が利用する建築物(多数の者が共同で利用する部分に限る。(付属する電気室・機械室等を含む。))
- ・ 露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの(調査については施工されているおそれのあるもの)
- ・ 学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。

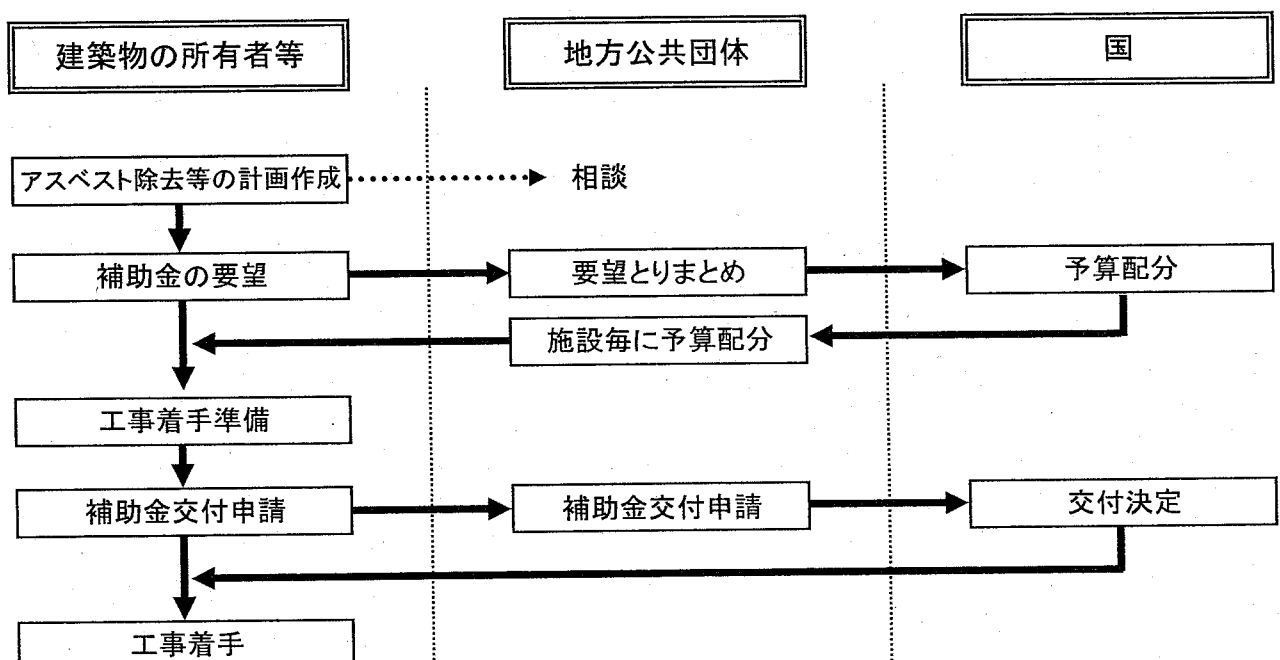
③補助内容

- ・ 対象建築物の所有者等が行う、露出して施工されている吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用について補助
- ・ 対象建築物の所有者等が行う、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用について補助(調査設計計画費※1、附帯事務費、除去工事に必要な移転補償※2等に要する費用を含む。)

- ※1 複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う場合を含む。
- ※2 特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。

④補助対象事業者

- ・ 地方公共団体、都市再生機構(直接補助:補助率1/3)
- ・ 民間事業者等 (間接補助:補助率1/3(地方公共団体が補助する額の1/2以内))



既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針の改訂

社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会建議「建築物における今後のアスベスト対策について」（平成17年12月）を受け、（財）日本建築センターが昭和63年6月に発効した既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説を、特に診断及び診断手法に関する部分を中心に、平成18年9月に改訂。

また、改訂した技術指針の周知等のため、平成18年度に以下のとおり講習会を実施。

講習会	会場・開催日	受講者数
改正建築基準法（建築物のアスベスト対策）講習会	東京・大阪 2006年6月16日（金）～30日（金）	1,038名
改正建築基準法・同施行令及び住宅性能表示制度（建築物のアスベスト対策）講習会	東京・名古屋・大阪・福岡 2006年9月20日（水）～29日（金）	746名
改正建築基準法・同施行令（建築物のアスベスト対策）等講習会	札幌・東京・大阪 2007年2月15日（木）～3月14日（水）	222名
受講者延べ総数		2,006名

なお、平成19年度は未実施だが、平成20年度は、秋に東京、大阪で実施予定。

住宅生産者に対する法令遵守の徹底

平成17年の石綿障害予防規則の公布、施行をふまえ、社団法人住宅生産団体連合会において、以下のような措置等を実施。

○ ガイドブックの作成・配布

石綿障害予防規則等に基づき、事業者が労働者の石綿粉じん暴露を防止するための所要の対策を講じ、住宅の解体等の作業を適切に行うよう、石綿関係の基礎知識、石綿粉じん暴露防止対策、石綿含有産業廃棄物の処理について解説したガイドブック『低層住宅石綿取扱ガイド』を作成、配布している。

○ 解体現場の石綿気中濃度の測定

石綿障害予防規則や『低層住宅石綿取扱ガイド』等に示されている適切な作業手順・方法による住宅等の解体及び石綿含有建材（成形板等）の撤去作業の効果の確認をするため、実際の解体の際のアスベスト気中濃度測定を実施して、その効果を確認し、これらの結果をまとめた報告書を作成、配布している。

また、上記測定結果の報告等のための事業者等向けのセミナーを行っている。

○ ホームページ等による周知

法令遵守の周知のため、社団法人住宅生産団体連合会のホームページにおいて、アスベスト対策のページを立ち上げ、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、大気汚染防止法等の関係法令の遵守等に関する情報提供を行っている。

併せて機関誌により、関係法令遵守の周知等を行っている。

○ ポスターの作成・配布

法令遵守の周知のため、事業者や作業員等に向けたポスターを作成し、配布しているほか、上記のホームページにおいてポスターのPDFを提供している。

この他、住宅リフォーム関連業界団体等の集まりである住宅リフォーム推進協議会において、同協議会ホームページに「住宅リフォームとアスベスト」のページを立ち上げ、リフォーム工事の際のアスベスト対策について、事業者等向けの情報提供を行っている。

住宅・建築関連先導技術開発助成事業

1. 目的

環境問題等の住宅政策上緊急に対応すべき政策課題について、先導的技術の導入により効果的に対応するため、技術開発を行う民間事業者等に対して国が支援を行い、当該技術の開発とそれを用いた住宅供給の促進を図る。

2. 制度の内容

先導的技術の導入による対応を必要とする政策課題について、民間事業者等の共同体から技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行う。

○事業の流れ

■事業採択

- ① 対象テーマ、達成目標等の諸条件を明示して、技術開発提案を公募。
対象テーマ
 - a) 住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発
 - b) 住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発
 - c) 住宅等の安全性の向上に資する技術開発
- ② 応募者は、技術開発内容、達成目標等について具体的に提案。
(応募者は複数の民間事業者等の共同体に限定)
- ③ 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。



■事業実施

- ④ 採択された者に対して、国は、技術開発等に要する費用の1/2を補助。
(限度額 国費 1.8億円/年・件、3年以内)



■事業評価

- ⑤ 事業主体は年度末に技術開発の成果を報告し、審査委員会において達成度等を評価。
(成果及びその評価については、広く公表。)



■事業フォロー

- ⑥ 事業主体は、事業終了後一定期間は、成果の実用化及び普及の状況について報告。

3. 平成20年度予算額

国費 10億円 (平成19年度 10億円)

石綿(アスベスト)含有建材データベース(平成20年3月版)の公表について

このたび、平成19年4月13日付けで経済産業省、国土交通省のホームページで公表されていた「石綿(アスベスト)含有建材データベース(平成19年度3月)」に、平成20年3月までの調査結果を加え、新たにデータベースの形式をダウンロード形式からWeb検索形式に変更を行い「石綿(アスベスト)含有建材データベース(平成20年3月版)」として公表いたします。

平成20年3月版は、従来のデータベースに平成20年3月までの調査結果を加え、データベースの形式を従来のダウンロード形式からWeb検索形式に変更しております。これに伴い、データベースをダウンロードして検索する必要がなくなりました。

上記の形式変更に伴い、経済産業省、国土交通省のホームページで公表していた本データベースは、今後は、財団法人建材試験センターにより、両省の監修のもと次のURLで公表していきます。

URL: <http://www.asbestos-database.jp>

また、今回の改訂では、石綿含有1%超建材の追跡調査や、同1%未満0.1%超建材の調査に加え、これまでのクリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)(以下、「クリソタイル等」という。)に加え、本年1月に一部の報道機関から報道されたトレモライト(透角閃石綿)、アンソフィライト(直閃石綿)、アクチノライト(陽起石綿)(以下、「トレモライト等」という。)についても、関係業界団体等に対して調査を行いました。

なお、今後も、データベースの拡充を継続し、石綿含有建材に係る調査等の進捗に応じて、その内容を公表していきます。

<石綿(アスベスト)含有建材データベースの拡充の概要>

1. 新たにクリソタイル等の石綿含有が判明した建材の追加掲載

1) 1%超含有建材

平成18年度調査を行った41種類の建材について、記録・データが無いと回答されたものや合併や廃業等となった企業等に再調査を行った結果、新たに105製品が判明しました。

2) 1%未満0.1%超含有建材

昨年JIS A 1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)が改正され、0.1%超についても測定が可能となったことを受けて、下記の定義に基づき41種類の建材について調査を行い、新たに26製品が判明しました。

3) トレモライト等含有建材

今回新たに、41種類の建材について、関係業界団体等にトレモライト等の含有の調査を行いました。トレモライト等を含有している建材は見つかりませんでした。

2. ダウンロード形式からWeb検索形式への変更

今回の公表する石綿(アスベスト)含有建材データベース(平成20年3月版)から、これまでのダウンロード形式からWeb検索形式に、データベースの形式を変更いたしました。これに伴い、以前のようなデータベースのダウンロードは、不要になりました。

※本データベースにおける0.1%超~1%以下アスベスト含有建材とは、

- ①アスベスト含有建材の製造工場及び製造ラインが無含有ものと同一または同一環境で製造して、0.1%超~1%以下のアスベスト含有が懸念される建材
- ②これまで石綿(クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト)及び天然鉱物繊維等(タルク、セピオライト、パーミュキライト、天然ブルーサイト等)を使用して製造・出荷し、0.1%超~1%以下のアスベスト含有が懸念される建材
- ③石綿及び鉱物繊維を使用した廃棄物を原材料・副資材として、製品を製造・出荷し、0.1%超~1%以下のアスベスト含有が懸念される建材とします。

石綿（アスベスト）含有建材名（一般名）リスト

	建材名	現登録建材データ数 (平成18年12月版+平成19年3月版)	平成19年度調査			合計
			1%超	0.1%超	トモライト等	
吹付け材	1 吹付け石綿	7		1		8
	2 石綿含有吹付けロックウール	22		2		24
	3 湿式石綿含有吹付け材	6		1		7
	4 石綿含有吹付けパーミキュライト	5				5
	5 石綿含有吹付けパーライト	1				1
保温材・ 耐火被覆材・ 断熱材	6 石綿含有けいそう土保温材	1				1
	7 石綿含有けい酸カルシウム保温材	16				16
	8 石綿含有パーミキュライト保温材	2				2
	9 石綿含有パーライト保温材	1				1
	10 石綿保温材	3				3
	11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種	21	3	1		25
	12 石綿含有耐火被覆板	4		1		5
	13 屋根用折板石綿断熱材	2				2
	14 煙突用石綿断熱材	5				5
その他 石綿含有建材 (成形板等)	15 石綿含有スレートボード・フレキシブル板	87	12			99
	16 石綿含有スレートボード・平板	68	11			79
	17 石綿含有スレートボード・軟質板	30	8			38
	18 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板	7	1			8
	19 石綿含有スレートボード・その他	61	1			62
	20 石綿含有スラグせっこう板	80	9			89
	21 石綿含有パルプセメント板	40	7			47
	22 石綿含有押出成形セメント板	78		4		82
	23 石綿含有けい酸カルシウム板第1種	163	10			173
	24 石綿含有ロックウール吸音天井板	220				220
	25 石綿含有せっこうボード	37				37
	26 石綿含有パーライト板	11	6			17
	27 石綿含有その他パネル・ボード	107	12			119
	28 石綿含有壁紙	25	1			26
	29 石綿含有ビニル床タイル	55	4			59
	30 石綿含有ビニル床シート	25	2			27
	31 石綿含有ソフト巾木	1				1
	32 石綿含有住宅屋根用化粧スレート	98	9	10		117
	33 石綿含有ルーフィング	12				12
	34 石綿含有窯業系サイディング	253	2	6		261
	35 石綿含有建材複合金属系サイディング	6				6
36 石綿含有スレート波板・大波	79				79	
37 石綿含有スレート波板・小波	50	1			51	
38 石綿含有スレート波板・その他	70	6			76	
39 石綿セメント管	2				2	
40 石綿セメント円筒	28				28	
41 石綿発泡体	2				2	
合 計		1,791	105	26	0	1,922

(注) 同じ製品名の建材でも、石綿含有率、石綿の種類、不燃材料等認定番号等が異なる場合には、別データとして計上しています。

耐震改修促進法の概要

国民の努力義務

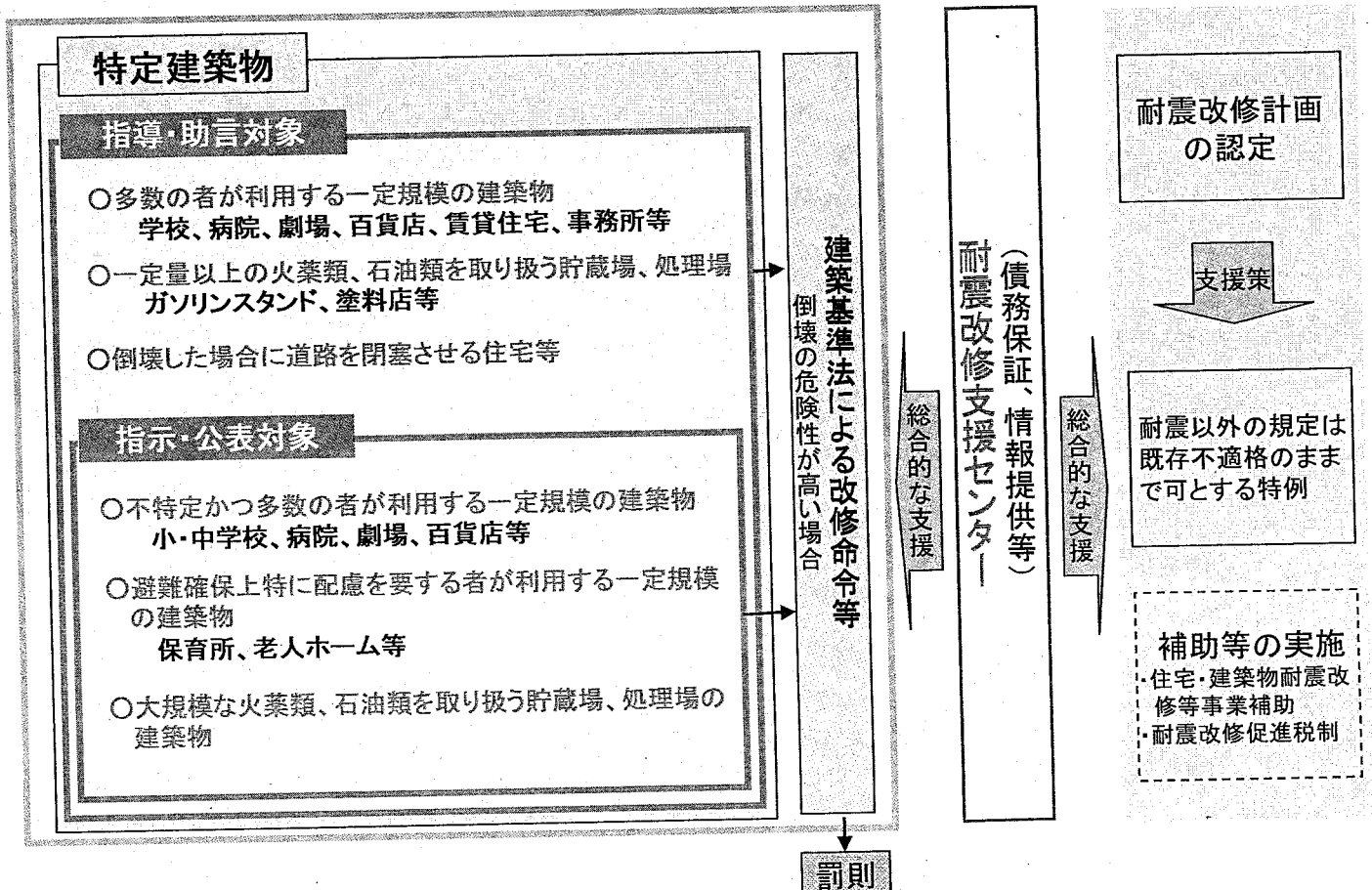
- ・建築物の地震に対する安全性の確保等についての努力義務

国による基本方針の作成

- ・住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 (75%(H15)→少なくとも9割(H27))
- ・耐震化の促進を図るための施策の方針
- ・相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- ・耐震診断、耐震改修の方法(指針)

地方公共団体による耐震改修促進計画の作成

- ・住宅、特定建築物の耐震改修等の目標
- ・公共建築物の耐震化の目標
- ・目標達成のための具体的な施策
- ・緊急輸送道路等の指定



応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル

社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会建議「建築物における今後のアスベスト対策について」（平成17年12月）を受け、

- ① 被災建築物の応急危険度判定においてアスベストの飛散による健康被害から判定士を保護すること
 - ② 周辺住民に対して飛散に関する情報を提供すること
 - ③ 被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対してアスベスト含有建材の使用可能性に関する情報を提供すること
- を目的として、平成19年3月に策定。

（適用範囲）

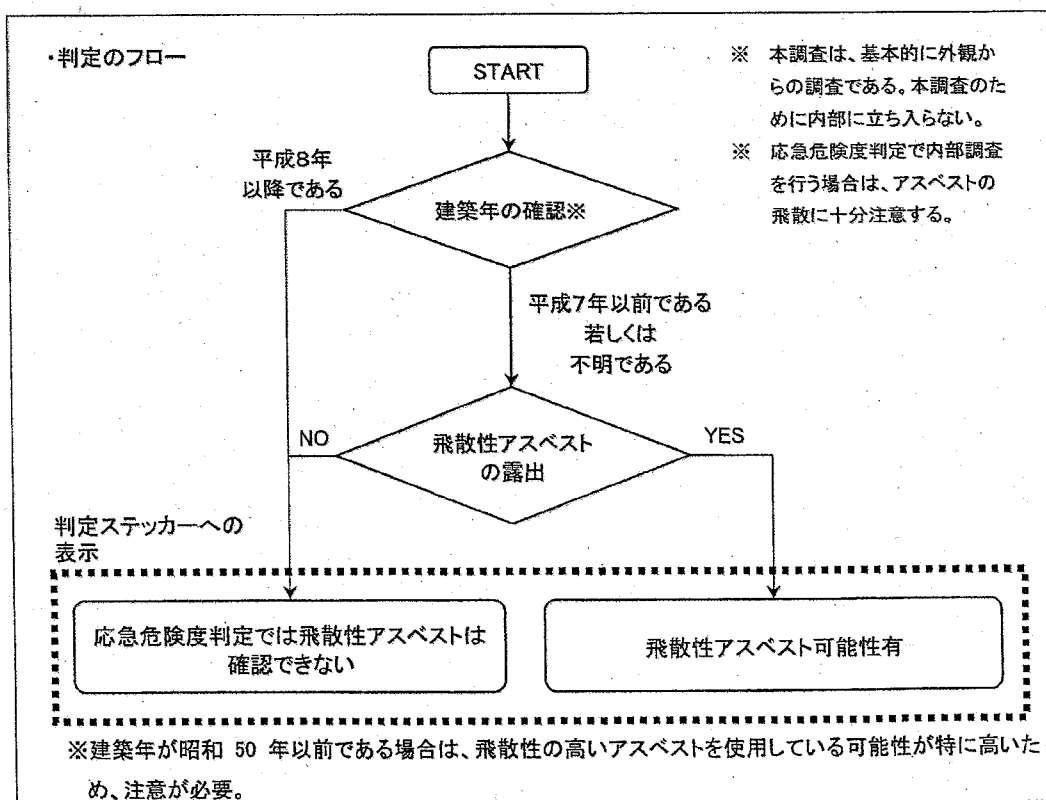
主に鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象とし、対象とするアスベストは、飛散性アスベスト（吹付け材、保温材等）とする。

（調査方法）

建築物の外観から目視等により、被災した建築物の部分においてアスベスト露出状況を確認する。

- ・ 基本的に外観からの目視による調査及び建築物所有者等へのヒアリングにより行い、特に本調査のために内部に立ち入ることはしない。
- ・ 応急危険度判定において、外観調査で被害が見られない建築物に対して内部調査まで行う場合、飛散性アスベストの有無に注意して行う。明らかに飛散性アスベストの露出、囲い込まれたアスベストの落下等によりアスベスト飛散の危険が認められれば、呼吸用保護具を装着して、調査票を記入して速やかに調査を終了する。

（判定のフロー）





平成19年12月11日

「アスベスト対策に関する調査」 ＜調査結果に基づく勧告＞

ポイント

アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、関係各省の①アスベストの使用実態調査の実施状況、②実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、③廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況について、初めて調査

その結果、アスベスト使用建築物の実態把握の充実などについて、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に対して、平成19年12月11日勧告

この行政評価・監視は、総務省行政評価局に加え、8管区行政評価局（四国行政評価支局を含む。）が、平成18年8月から実地調査をしたものです。

1 概略

背景

アスベストは、吸引した場合、肺がん、中皮腫などの健康被害を生ずるおそれがあり、平成17年7月、健康被害が社会問題化する

- 政府は、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、
 - i) 17年7月29日「アスベスト問題への当面の対応」を取りまとめ
 - ・ 対応策（被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応）
 - ・ 実態把握の強化（吹付けアスベスト使用実態調査等を実施）
 - ii) 17年12月27日「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ
 - ・ 隙間のない健康被害者の救済
 - ・ 今後の被害を未然に防止するための対応（既存施設におけるアスベストの除去、解体時等の飛散・ばく露防止、廃石綿等の適正処理）
 - ・ 国民の有する不安への対応

主な勧告事項

- 1 使用実態把握の充実等
 - ・ 1,000㎡未満の民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること（国土交通省）
 - ・ 吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること（国土交通省）、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること（総務省、国土交通省）
- 2 ばく露防止対策等の適切な実施
 - ・ 除去等の措置の必要性は総合的に診断する必要があることを周知すること（国土交通省）
 - ・ アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の創設を都道府県等に働きかけること（国土交通省）
- 3 届出情報及び使用実態調査結果の活用
 - ・ 建設リサイクル法に基づく解体作業に関する届出情報への入手を徹底すること（厚生労働省）
 - ・ 都道府県等に対し、民間建築物調査結果の労働局への提供についての協力を改めて要請すること（国土交通省）
- 4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等
立入検査表の案の作成などにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査の実施を要請すること（環境省）

○ 新たな健康被害の防止に資するため、

- ① 使用実態調査
- ② ばく露防止対策
- ③ 排出事業者に対する立入検査

の実施状況を調査

○ 行政評価・監視において、アスベスト問題を取り上げるのは初めて

○ 調査対象：全府省、15都道府県、市町村、関係団体等

○ 当省の調査対象建築物

i) 使用実態調査の対象となった建築物：389施設

（国の建築物75、地方公共団体施設75、学校施設等60、病院45、社会福祉施設等45、民間建築物89）

ii) 使用実態調査の対象外の建築物：42施設（民間建築物）

勧告先：総務省

文部科学省

厚生労働省

国土交通省

環境省

勧告・閣議発言日

：平成19年12月11日

2 使用実態把握の充実等

【関係省の使用実態調査の概要】

項目	調査の名称	国の建築物調査	地方公共団体施設調査	学校施設等調査	病院調査	社会福祉施設等調査	民間建築物調査
所管省		国土交通省	総務省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	国土交通省
建築物の種類		国の建築物	地方公共団体施設	学校等	病院	保育所等	民間の建築物
調査対象		指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	おおむね1,000㎡以上
建築物		指定なし	平成8年度以前	平成8年度以前	平成8年度以前	平成8年度以前	昭和31～平成元年
調査対象	吹付けアスベスト	○	○	○	○	○	○
建材	(吹付けアスベスト含有吹付けロックウール)	○	○	○	○	○	○
付け材	吹付けバーミキュライト(ひる石)						
	吹付けパーライト						

(注) 1 ○印は当該調査項目を調査しているもの。

2 病院調査等の4調査の施工時期は、平成7年にアスベストの法的な製造・吹付け作業規制が行われ、これに在庫の使用をも考慮したことによるものであり、民間建築物調査の施工時期は、平成元年までに製造事業者の自主規制によりアスベストの製造が中止されたことによるものである。

3 使用実態調査は、上表の調査に「公共住宅調査」を加えた7調査であるが、当省の調査は不特定多数が使用する建築物に着目して実施したため、同調査は対象としていない。

制度の仕組み

- 民間建築物調査の調査対象建築物
 - i) おおむね1,000㎡以上
 - ii) 昭和31年頃から平成元年までに施工された建築物の種類は限定せず建築物を対象。建築物の種類は限定せず
- 国の建築物調査、地方公共団体施設調査、民間建築物調査の調査対象建材
 - 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトは調査対象外

調査結果

- 当省が、1,000㎡未満の民間建築物42施設を調査した結果、7施設においてアスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用が判明
 - 平成3年に改修された施設においても、アスベスト含有吹付けロックウールを使用
- 当省が、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトが調査されていない国の建築物調査、地方公共団体施設調査、民間建築物調査の計239施設を調査した結果、30施設でこれら吹付け材の使用が判明
 - 15都道府県のうち1都道府県内の7市では、民間建築物調査について鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定して調査
 - この都道府県内の1,000㎡以上の民間建築物は42,066施設。うち、民間建築物調査の対象とされた建築物は10,656施設

勧告要旨

アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、

- ① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ② 国土交通省は、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ③ 国土交通省は、民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。

3 ばく露防止対策等の適切な実施

制度の仕組み

- ばく露防止対策
 - ・ 石綿障害予防規則
 - 事業者は、労働者が粉じんにはく露するおそれがあるときは、除去等の措置を講ずる必要
 - ・ 吹付けアスベスト等の除去の必要性についての考え方（建築関係の民間の専門機関の技術指針）
 - ・ 処理工事の要否は、劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度、現地状況・周辺状況等（使用頻度）を勘案して、総合的に判断
- 民間建築物等に対するアスベスト除去等の支援措置
 - ・ 国の施策：アスベスト改修型優良建築物等整備事業（地方公共団体が民間事業者に対して補助する場合、当該地方公共団体に対して、費用の1/3を補助）等
 - ・ 地方公共団体独自の施策：融資等

調査結果

- ばく露防止対策の実施状況
 - ・ 当省が調査した389施設のうち、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあるとみられるものは36施設。そのうち15施設が使用箇所の封じ込めや閉鎖等の措置を未実施
- 【理由】
 - ・ アスベスト粉じん濃度の測定時点で飛散していないことから、劣化状態にかかわらず飛散のおそれがないと誤解
 - ・ 費用負担や営業上の支障 ほか
- アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県等における創設状況
 - ・ 平成17-18年度予算額80億円、支出額44億円
- 【創設状況（平成19年9月現在）】
 - ・ アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県等における創設状況
 - 都道府県 38.3%、政令市 76.5%、市区町村 6.7%
 - ・ 上記以外の対応（地方公共団体独自の融資等）
 - 都道府県 40.4%、政令市 5.9%、市区町村 0.7%

勧告要旨

- ① 国土交通省は、除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。
- ② 国土交通省は、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。



駐車場に吹き付けられたアスベスト含有吹付け口
ツクウール。損傷・欠損がみられる。

4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

制度の仕組み

- 廃石綿等の処理に係る規制の強化
 - i) 平成3年10月 廃棄物処理法の改正により 特別管理産業廃棄物に指定処理に係る帳簿の備付け(廃棄物処理法)
 - ・ 処理委託業者への特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状等の事前の文書通知(廃棄物処理法施行令) など
 - ii) 平成10年3月 廃石綿等保管時の飛散防止措置(廃棄物処理法施行規則)
 - ・ 十分な強度を有する耐水性の材料で二重にこん包する
 - ・ 固型化する
- 廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査
 - ・ 都道府県等は、事業者の事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査(廃棄物処理法)

【特別管理産業廃棄物】

廃PCBや感染性廃棄物など、爆発性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で指定されたもの(18種類)

調査結果

- 環境省は、平成2年に示した立入検査表の案に、3年以降の廃棄物処理法等の改正により規制が強化された事項を盛り込み、都道府県等に提示していない
- 都道府県等における立入検査表の作成状況
 - i) 当省が調査した17県市のうち3県市で立入検査表を未作成
 - ii) 立入検査表を作成している14県市のうち13県市で規制が強化された事項が欠落
- 事業者における廃棄物処理法等の遵守状況
 - ・ 調査対象とした38事業者のうち6事業者で帳簿を未作成。受託者の許可番号など帳簿の必要記載事項が確認できず
 - ・ 6事業者で処理委託業者に対する事前の文書通知が未実施
 - ・ 1事業者でマニフェスト(産業廃棄物管理票)に廃石綿等の数量を記載せず

勧告要旨

- 環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、
- ① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。
 - ② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。

5 その他の勧告事項

【アスベスト使用実態調査における把握漏れ】

調査結果

- 当省が調査した389施設のうち10施設において、建築物内の部屋、調査対象アスベスト含有建材の把握漏れを確認

勧告要旨

総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。

【使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性】

調査結果

- 使用実態調査結果等の所有者等における保存が求められていない地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の254施設のうち12施設において、調査結果の記録を保存せず

勧告要旨

厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

【届出情報等の活用】

調査結果

- 当省が調査した8労働局及びこれらの管内の16監督署のうち5労働局及び10監督署で建設リサイクル法に基づく届出情報を都道府県等から未入手。1労働局で、都道府県の協力を得られず、民間建築物調査結果を未入手

勧告要旨

厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報への入手を徹底させること。
国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。

6 参考

①アスベストの特性、種類等

②建築物で使用されている、アスベストが含まれている可能性がある建材

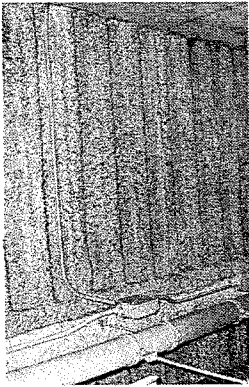
- 「石綿」とは、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)などで繊維状のもの
- 吸引した場合、肺がん、中皮腫などの健康被害を生ずるおそれ
- 建造物材料に約9割。自動車用のブレーキ、クラッチ、船舶、化学プラントのシール材、ボイラー等

- 吹付け材 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等
- 保温材等 折板(せっぱん)裏打ち断熱材、煙突用断熱材等
- 成形板等 石膏ボード等

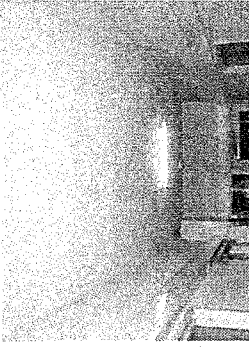
吹付けアスベスト



吹付けロックウール



吹付けバーミキュライト



吹付けパーライト



(注) 『目で見えるアスベスト建材』(国土交通省)から引用。

③アスベスト製品製造に係る規制の概要

- 昭和50年 含有率5%超のアスベストの吹付け作業原則禁止(特定化学物質等障害予防規則)
- 平成7年 アモサイト、クロシドライトの製造等禁止(労働安全衛生法施行令)
含有率1%超のアスベストの吹付け作業原則禁止(特定化学物質等障害予防規則)
- 平成17年 含有率1%超のアスベストの吹付け作業禁止(石綿障害予防規則)
- 平成18年 含有率0.1%超のアスベスト製品の製造等禁止(労働安全衛生法施行令)

④国のアスベスト対策の最近の取組

「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日)

- ①今後の被害を拡大しないための対応、②国民の有する不安への対応、③過去の被害に対する対応、④政府の過去の対応の検証、⑤実態把握の強化(吹付けアスベスト使用実態調査等の実施及びその早期公表など)、⑥各省の緊密な連携、スピード感をもった対策、国民への情報提供

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日)

- ①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然に防止するための対応(既存施設におけるアスベストの除去など)、③国民の有する不安への対応

アスベスト対策に関する調査結果 に基づく勧告

平成 19 年 12 月

総 務 省

前 書 き

アスベスト（石綿）は、耐熱性、耐薬品性、防音性等の特性を持っていることから建築材料や各種の工業製品等に幅広く使用されてきたが、吸入した場合、肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれがあるとされている。

そのため、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の累次の改正、平成7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化された。

さらに、平成17年7月、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、同月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、今後の対応策と実態把握の強化等を内容とする「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられ、吹付けアスベストの使用実態等を調査し、早期に公表することとされた。また、平成17年12月27日、関連する法的措置や18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、i) 健康被害者の救済、ii) 今後の被害発生防止及びiii) 国民の不安解消を柱とする「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられた。

これを受けて、平成18年2月、被害者を隙間なく救済するための新たな法制度として、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が制定され、あわせて、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。

今後、アスベストによる新たな健康被害の拡大を防止するためには、使用されたアスベスト総量の約9割を占める建材からの飛散を防止し、建築物等におけるアスベストの使用状況を確実に把握するとともに、アスベスト、アスベスト含有建材及びアスベスト廃棄物の適正な処理が必要となっている。

この調査は、このような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベストの使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1	アスベストを取り巻く動向	1
1	アスベストの特性、種類等	1
2	建築物で使用されているアスベスト建材	1
3	アスベスト製品の製造等に係る規制の概要	2
4	国のアスベスト対策の最近の取組	3
第2	調査の結果	5
1	使用実態把握の充実等	5
(1)	使用実態調査における調査対象範囲の設定状況	6
(2)	使用実態調査における調査対象建築物の選定状況	13
(3)	使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況	17
2	ばく露防止対策等の適切な実施	21
(1)	ばく露防止対策の実施状況	21
(2)	吹付けアスベスト等の管理状況	28
3	届出情報及び使用実態調査結果の活用	32
4	廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等	35

第1 アスベストを取り巻く動向

1 アスベストの特性、種類等

アスベスト（石綿）は、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等の6種類の鉱物のうち繊維状のものの総称で、糸や布に加工できる紡織繊維性、約450℃まで安定している耐熱性、酸などの薬品にも腐食しない耐薬品性のほか、防音性などの様々な優れた性質を有しているため、建築材料や数多くの工業製品等に使用されてきた。

一方で、アスベストの有害性については、従来から石綿肺（じん肺の一種）の原因物質として知られてきた。その後、発がん性も確認され、アスベストを吸引した場合、肺がん、中皮腫（肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性腫瘍）などの健康被害を生ずるおそれがあるとされている。

2 建築物で使用されているアスベスト建材

我が国のアスベストの需要は輸入により賄われていた。その輸入量は、昭和49年の約35万tがピークであり、以後平成2年までの間は年間約30万t前後で推移してきたが、後述3のとおり特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の累次の改正、7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化されてきたことから、その後は減少し、17年9月以降は輸入されていない。

記録が残っている昭和5年から平成17年までの76年間のアスベストの総輸入量は、約982万tであり、そのうちの約9割は建材に使用されている。これらは、おおむね、①耐火用や断熱用として鉄骨や壁に直接吹き付けて使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト（ひる石）、吹付けパーライトなどの吹付け材、②ボイラーなどの熱を発生する配管に巻きつけて使用される保温材等、③家屋の内外装に使用される成形板等のその他石綿含有建材の3種類となっている。アスベストを含有する吹付け材が使用されている建築物の多くは築後

30年程度を経過し、今後建材の劣化・損傷や解体の増加が見込まれることから、その際に発生するアスベスト粉じんによる健康被害のおそれが懸念されている。

3 アスベスト製品の製造等に係る規制の概要

アスベストについては、従来、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から規制が行われてきた。

吹付け作業については、特化則の改正により、昭和50年にアスベスト含有率5%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が原則禁止され、平成7年には、含有率1%を超えるものの吹付け作業が原則として禁止された。

また、製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造・使用等」という。）については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条及び労働安全衛生法施行令第16条の規定に基づき規制されており、平成7年に同令が改正され、有害性の高いアモサイト及びクロシドライト並びにこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。さらに、平成15年10月労働安全衛生法施行令が改正され、16年10月より、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等10品目の製品の製造・使用等が禁止された。

また、アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業が今後増加することが予想され、これらの作業については、事業者が講ずべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質に係るものと大きく異なること等から、解体等の作業におけるアスベストへのばく露防止対策等の徹底を図るため、平成17年、特化則の規定からアスベスト等に係る措置が分離され、新たに建築物に吹き付けられたアスベスト等の適切な管理に係る事業者等の講ずべき措置等が加えられ、石綿則が制定された。

これによりそれまで特化則において規定されていたアスベストの除去に係る措置等に加え、石綿則第10条の規定において、建築物に吹き付けられた石綿等（以下「吹付けアスベスト等」という。）が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれ（以下「飛散・ばく露のおそれ」という。）があるときは、事業者等は、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）の措置を

講じなければならぬとされたほか、アスベスト含有率1%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が禁止された。

4 国のアスベスト対策の最近の取組

(アスベスト問題発生の際)

平成17年6月29日、大手機械メーカーが、アスベストを含む水道管を製造していた自社工場の従業員等が肺がんや中皮腫を発病し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡していたことを公表した。

この報道を発端として、全国のアスベスト関連業者において、アスベストが原因とみられる死亡従業員数が公にされ、さらに、工場の周辺住民にも死亡者が発生していることが明らかになったことから、アスベストによる健康被害の問題が一気に社会問題化した。

(アスベスト問題に関する国の当面の対応)

国は、上記のアスベスト問題の発生を受け、関係省庁間で情報の共有とアスベスト対策を連携して行うため、平成17年7月1日、アスベスト問題に関する関係省庁会議を設置した。

さらに、国は、平成17年7月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（以下「関係閣僚会合」という。）を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日関係閣僚会合。以下「当面の対応方針」という。）を取りまとめた。

「当面の対応方針」においては、①対応策として、i) 今後の被害を拡大しないための対応、ii) 国民の有する不安への対応、iii) 過去の被害に対する対応及びiv) 政府の過去の対応の検証を行うこと、②実態把握の強化として、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施及びその早期公表などを行うこと、さらに、引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努めることとされている。

このうち、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表については、「公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表

する。」とされ、民間建築物、公共住宅、国の機関の建築物、学校施設等、病院、社会福祉施設等及びその他の公共建築物の計7種類の調査が列举されている。

(アスベスト問題に対する国の総合対策)

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び関連する法的措置や平成18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、国は、17年12月27日、関係閣僚会合を開催し、「アスベスト問題に係る総合対策」（以下「総合対策」という。）を取りまとめ、i) 隙間のない健康被害者の救済として、石綿による健康被害の救済に関する法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、ii) 今後の被害を未然に防止するための対応として、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容とする建築基準法等の改正法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、アスベストの全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置する、iii) 国民の有する不安への対応として、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うなどとした。

その結果、平成18年2月、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が制定されたほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。

さらに、平成18年8月、労働安全衛生法施行令が改正され、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。

なお、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第2条において、経過措置として、現に使用されているものについては、引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第55条の製造・使用等の禁止の規定は適用しないこととされ、また、同改正政令附則第3条において、代替化が困難な一部の製品等については、当分の間、同法第55条の規定は適用しないこととされている。

第2 調査の結果

1 使用実態把握の充実等

【制度の概要】

前述第1の4のとおり、関係各省が「当面の対応方針」に基づき実施した使用実態調査（以下「使用実態調査」という。）は、「当面の対応方針」において早期に公表するとされたことから、平成17年7月に関係各省により調査が開始され、同年9月から11月にかけて調査結果が公表された。

「総合対策」では、使用実態調査の結果を踏まえ、「今後の被害を未然に防止するための対応」の具体的な方策として、アスベストの除去等に対する支援、アスベストの使用が明らかになった建築物についての飛散防止措置の実施状況等のフォローアップを行うこととされた。

このように、使用実態調査は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となっている。

【調査結果】

今回、当省が「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く次表の6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における実施状況を調査した結果、次のとおり、調査対象とする建築物の面積、調査対象とするアスベスト含有建材の種類等について、使用実態の把握の充実を図る余地がみられ、また、調査すべき建築物が調査されていないなどの状況がみられた。

表 当省が調査した使用実態調査の概要

調査対象建築物	実態調査の名称	調査数	所管省
地方公共団体が所有するすべての建築物	地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態調査(地方公共団体施設調査)	400,083 か所	総務省
国公立学校、公立社会教育施設、文部科学省所管の独立行政法人、認可法人等	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査(学校施設等調査)	151,925 機関	文部科学省
大学病院を除くすべての病院	病院における吹付けアスベスト等使用実態調査(病院調査) (注) 大学病院は文部科学省の「学校施設等調査」において調査	7,809 病院	厚生労働省
保護施設、知的障害者入所更正施設、保育所等	社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査(社会福祉施設等調査)	90,229 施設	
民間建築物のうち大規模(おおむね1,000㎡以上)なもの	民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(民間建築物調査)	210,809 棟	国土交通省
すべての国の機関の建築物	国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査(国の建築物調査)	84,215 棟	

(注) 関係各省の資料に基づき、当省が作成した。

(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況

ア 調査対象建築物の面積

(調査対象建築物の面積の設定状況)

国土交通省が所管する民間建築物調査は、調査対象建築物を床面積がおおむね1,000㎡以上の大規模な建築物としている。その調査対象建築物数は、約25万棟であるが、民間建築物の数については、平成17年12月に社会資本整備審議会建築分科会がまとめた「建築物における今後のアスベスト対策について(建議)」(以下「建築分科会建議」という。)によれば、1,000㎡未満の小規模な民間建築物を含めると約200万棟(平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数)であると推定されている。

なお、民間建築物調査は、約25万棟を対象として調査が実施され、約21万棟の建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から回答があり、そのうち約1万5,000棟(7.5%)でアスベストの使用

が判明している。また、同調査は、平成19年2月に、フォローアップが行われている。

国土交通省は、床面積がおおむね1,000㎡以上の建築物を調査対象とした理由について、①民間建築物はその数が多いため、実態調査の迅速な実施や、調査を行う都道府県等や建築物の所有者等の負担などを考慮して、対象範囲を限定することが適当とみられたこと、②建築基準法第12条に基づき、特殊建築物（劇場、ホテル、スーパー、共同住宅等）の所有者等は、構造、建築設備等について損傷、腐食等の状況を都道府県等に定期的に報告することが必要とされているが、その多くが1,000㎡以上の規模であり、対象建築物の把握が容易であると考えられたこと、③調査当時、アスベストの分析機関に建築物の所有者等からの分析依頼が殺到し、結果が得られるまで長期間を要している状況がみられたため、これ以上分析依頼が殺到し混乱しないように、調査対象とする民間建築物の範囲を限定することが適当とみられたことなどを挙げている。

（床面積1,000㎡未満の建築物におけるアスベストの使用状況）

このような中、当省が民間建築物調査の実施状況について調査した15都道府県及び25市区（以下都道府県及び市区を「縣市」という。）のうち11縣市は、住民の健康と安全を確保する観点から、床面積にかかわらずできるだけ幅広く調査を実施することが必要であるとして、不特定多数が利用する500㎡以上の建築物（旅館・ホテル・店舗等）にまで調査対象建築物の範囲を拡大している。この結果、11縣市を合わせて1,000㎡未満の9,949施設についても調査が行われ、394施設（4.0%）においてアスベストが使用されていることが確認されている。

調査対象とする建築物の規模については、建築分科会建議において、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を推進するため、今後、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要であり、具体的には、小規模な建築物（1,000㎡未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況についても調査を行うべきであるとされている。

このようなことから、当省が、上記の40県市のうち床面積1,000㎡未満の建築物を調査対象としていない29県市において、不特定多数が利用する1,000㎡未満の42施設(旅館、ホテル、スーパー、診療所等)について、アスベストの使用状況を調査したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が天井等に使用されているものが7施設(16.7%)みられた。このうち、5施設の建築物の所有者等は、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されていることを承知しておらず、これらの施設の中には、天井の吹付け材の一部が劣化し床に落下しているものもみられた。

なお、国土交通省は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期報告について、平成18年9月に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第5条を改正し、アスベストを添加した建築建材の使用の有無についても新たに報告させることとし、都道府県に対し、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成18年10月1日付け国土交通省住宅局長通知)により、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、定期報告制度の積極的な運用に努めるよう通知している。なお、報告させる特殊建築物は都道府県等が指定することとされているため、都道府県等によりその種類や規模が異なり、また、その報告率(全国平均)は、平成14年度に57%、18年度には62%となっている。

イ 調査対象建築物の施工時期

(調査対象建築物の施工時期の設定状況)

当省が調査した使用実態調査において調査対象とした建築物の施工時期をみると、国の建築物調査は、施工時期を限定しておらず、また、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査は、平成8年度以前に施工された建築物を対象としている。

一方、国土交通省が所管する民間建築物調査は、昭和31年頃から平成元年までに施工された建築物を対象としている。その理由として、国土交通省は、①アスベスト製造事業者や関係団体等から聴取した結

果によると、アスベスト含有吹付けロックウールの一部が平成元年まで製造されていたものの、大半は昭和55年までに自主的に製造が中止されていること、②民間建築物の場合はその数が多いため、対象範囲を限定せざるを得なかったことを挙げている。

(調査対象建築物の施工時期からみたアスベストの使用状況)

一方、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、調査対象建築物の施工時期を平成8年度以前とした理由について、アスベスト製造事業者の自主規制による製造中止はほとんど昭和55年までに行われたものの、前述第1の3のとおり、労働安全衛生法施行令や特化則の改正により法的に製造規制及び吹付け作業規制が行われたのは平成7年であることに加え、在庫品が使用されることも考慮したためとしている。

また、調査した40県市のうち1県市は、地方公共団体施設調査や学校施設等調査などにおいて調査対象建築物の施工時期が平成8年度以前とされたことから、民間建築物調査についてもこれに準じて、施工時期を8年以前に拡大し調査を実施している。この結果、平成2年から8年までに施工された民間建築物(1,000㎡以上)1,369施設のうち34施設(2.5%)においてアスベスト含有吹付け材の使用が確認されている。

このようなことから、当省が調査した15都道府県に所在する389施設(国の建築物調査の対象となった75施設、地方公共団体施設調査の対象となった75施設、学校施設等調査の対象となった60施設、病院調査の対象となった45施設、社会福祉施設等調査の対象となった45施設、民間建築物調査の対象となった89施設)のうち、アスベストが使用されていた199施設(51.2%)の施工時期を確認した結果、平成3年に改修工事が行われた施設において、アスベスト含有吹付けロックウールが使用されているものが1施設みられた。同施設は、平成3年に機械室に使用されていた吹付けアスベストの除去工事を実施したものの、その代替としてアスベスト含有吹付けロックウール(含有率1%以上)が新たに施工されたものである。

このように、アスベスト含有吹付け材については、平成7年以前にアスベスト除去工事を行い再度吹付け材を施工した施設の中には、含

有率1%超のものがみられるが、現行の石綿則において、アスベスト含有吹付け材等の損傷、劣化等によるアスベスト粉じんの飛散防止措置が義務付けられている。

ウ 調査対象アスベスト含有吹付け材

(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの調査状況)

建築物の鉄骨や壁等に使用されるアスベスト含有吹付け材には、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの4種類がある。

当省が調査した使用実態調査のうち、総務省が所管する地方公共団体施設調査並びに国土交通省が所管する国の建築物調査及び民間建築物調査の3調査においては、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの2種類のみを調査対象としており、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては調査対象としていない。この理由について両省では、i) 目視等により外見上把握が可能とみられる吹付け材に限定したこと、ii) 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては、劣化や損傷した場合にアスベストを飛散させる可能性についての知見が十分確立されていないことなどを挙げている。

(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの使用状況)

一方、文部科学省が所管する学校施設等調査並びに厚生労働省が所管する病院調査及び社会福祉施設等調査の3調査においては、4種類すべてのアスベスト含有吹付け材を対象としている。これについて両省は、「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け厚生労働省労働基準局長通知)において、「吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の1%を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。」とされていることを考慮したものであるとしており、都道府県等への調査依頼に当たっては、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト等の目視による見分け方についても参考となる資料を

示している。

さらに、これらの調査においては、関係団体等の意見に基づき、吹付け材以外に保温材である折板（せっぱん）裏打ちアスベスト断熱材も対象に加えている。

これら3調査の調査対象となった施設のうち、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールと、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況を区分して把握されている公立学校、国立病院機構及び養護老人ホームの計3万9,000施設における吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況をみると、それらが使用されているものが1,484施設(3.8%)みられた。このうち、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの」とされたものが183施設(12.3%)みられた。

このようなことから、当省が、使用実態調査において調査対象とした吹付け材の種類について40縣市を調査した結果、住民の安全を図るため吹付け材のすべてを調査対象とすることが望ましいとの考えなどから、23縣市が地方公共団体施設について、17縣市が民間建築物について、自主的に吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況について調査している。このうち、地方公共団体施設における吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況が把握されている4縣市の調査結果をみると、対象となった3,695施設のうち吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用されているものが101施設(2.7%)確認されている。

また、当省が、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトを調査対象としていない国の建築物調査、地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった15都道府県に所在する239施設について、設計図書等に基づき調査したところ、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトが使用されているものが30施設(12.6%)みられた。この中には、使用実態調査時や当省の調査時において、壁や天井等に使用されている吹付け材が劣化し、一部損傷・欠損しているものが7施設みられた。

(吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性等)

吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトなどが劣化した場合にアスベストを飛散させる可能性については、建築分科会建議において、現在のところ十分な知見はないが、その飛散性等に関する資料を収集するとともに、使用されている居室等における室内空気中のアスベスト濃度の実態調査を実施し、飛散可能性を調査・研究する必要があると提言されている。

なお、建築関係の民間の専門機関が、昭和63年6月に作成、平成18年9月に改定したアスベスト処理技術指針(以下「民間の専門機関の技術指針」という。)では、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトに関し、劣化により結合材が破壊された場合には含有されるアスベストが飛散する可能性を有しているとされている。

【所見】

したがって、総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ② 国土交通省は、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。

(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況

使用実態調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、調査を依頼された都道府県等において、民間建築物調査で調査対象とすべき建築物が選定、調査されていない状況等がみられた。

ア 調査対象とされていない建築物

(7) 特殊法人等の建築物

国土交通省は、平成17年7月14日に都道府県に対して民間建築物調査を依頼しているが、その後、「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査の取り扱いについて」(平成17年8月2日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡)により、独立行政法人や公益法人等の建築物も調査対象となるので漏れのないよう改めて依頼している。また、国土交通省は、独立行政法人や公益法人等の建築物に特殊法人の建築物も含まれるとしている。

しかし、当省が、調査した40県市において、特殊法人の建築物のうち不特定多数が利用するとみられる郵便局及びNTT局舎に対する民間建築物調査の実施状況をみると、郵便局については17県市で行われておらず、NTT局舎については6県市で行われていない。

これらの県市では、調査を行っていない理由について、①平成17年8月2日付けの国土交通省の事務連絡を見過ごしていたこと、②同年7月14日付けの国土交通省の調査依頼に基づき、既に調査する建築物の選定や調査準備を終えた段階であったことなどを挙げている。

なお、当省の調査の結果、郵便局の中には、天井や壁にアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールが使用されているながら、これを認識しておらず、当該吹付け材についてアスベストの含有の有無を把握していないものがみられた。

(4) 分譲集合住宅(マンション)

民間建築物調査において固定資産課税台帳から調査対象建築物を把握する場合、分譲集合住宅については、固定資産課税台帳に個人

単位（1区画）の区分所有面積が掲載されているため、住宅全体の床面積が調査対象となる1,000㎡以上か否かを確認するには、住宅の名称や住所、建築確認申請台帳等の関係書類と照合することが必要となる。これについて、国土交通省は、都道府県に対し、民間建築物調査の対象建築物の把握方法について、所有者等へのヒアリングや過去の調査結果を基に把握するよう連絡している。しかしながら、建築基準法の運用は自治事務であり地方公共団体が主体的に検討すべきであるとして、民間建築物の具体的な把握方法や分譲集合住宅を抽出する際の留意点については提示していない。

このため、当省が、調査した40県市において、分譲集合住宅に対する民間建築物調査の実施状況を見ると、3県市では、固定資産課税台帳に記入された床面積1,000㎡以上の建築物を機械的に抽出したため、分譲集合住宅が調査対象から除外されている状況がみられた。

また、当省がこれらの3県市に対し、民間建築物調査の対象となる床面積1,000㎡以上（平成元年以前施工）の分譲集合住宅の有無について改めて確認を求めたところ、6棟が調査対象から漏れていたことが判明した。

イ 調査対象建築物の種類の設定

国土交通省は、民間建築物調査について、都道府県に対し調査対象とする建築物の種類を設定する指示は行っていないが、当省が調査した15都道府県のうち1都道府県は、調査実施時に当該都道府県内の各市に対して、吹付けアスベストが存在する可能性の高い駐車場、倉庫、工場の用途を含む鉄骨造建築物を重点的に調査するよう文書で指示している。この指示について、当該都道府県では、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し、調査に当たって留意するよう指示したものであり、調査対象建築物の種類を設定する趣旨ではないと説明している。

しかし、当省が当該都道府県内の2市を調査したところ、1市では、調査結果を短期間に取りまとめるため調査対象建築物の種類を設定することが適当であると判断し、鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定

して調査している。この結果、同市が調査した民間建築物は駐車場、倉庫等153施設となっている。一方、同市には民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の共同住宅が665施設、旅館・ホテル・店舗・事務所が計94施設、複合用途建築物が174施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査施設数はこれらの数と比較しても少ないものとなっている。

このため、当省が、更に当該都道府県内の他の6市を抽出し確認したところ、民間建築物調査の対象を鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定しているものが2市、鉄骨造の建築物に限定しているものが4市みられた。

このようなことから、当該都道府県では、民間建築物調査の対象とされた建築物は全市で1万656施設となっているが、当該都道府県内の民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の施設は、共同住宅が2万7,845施設、旅館・ホテル、マーケット等の店舗、事務所が計7,307施設、複合用途建築物が6,914施設の合わせて4万2,066施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査対象とした施設数はこれらの数と比較しても少なく、調査対象とすべき民間建築物が的確に選定されていないことがうかがわれる。

ウ 使用されていない建築物

当省が調査した都道府県においては、約10年前に廃業した大規模なボウリング場(昭和46年施工、床面積2万7,530㎡)が、その廃業後放置され、天井から劣化・損傷したアスベスト建材が床に広く散乱しているなど、使用されていない民間建築物においてアスベストの損傷、ばく露問題が顕在化している例がみられた。

この例について、当該都道府県では、民間建築物調査が行われた平成17年7月当時、当該建築物の所有者が破産して所在が不明であったことや長期間使用されていない建築物のため住民等の出入りがないとみられたことから、当該建築物が調査対象から除外されたものであるとしている。

なお、この例では、地元の環境団体が依頼した民間検査機関の調査

によって、当該建築物の吹付け材に発がん性の高いアモサイトが25%含まれていることが判明し、また、建築物内部で高濃度のアスベストが測定されたことから、当該都道府県では、平成18年9月以降、建築物の管理会社にアスベストの使用箇所や劣化状況について報告を求めるとともに、建築物周辺でのアスベストの大気環境調査や当建築物への立入検査を実施するなど、飛散防止の指導等を実施している。

一方、国土交通省では、民間建築物調査において、上記の例のように使用されていない建築物の調査方法や取扱いについて、都道府県等に対して明示していない。

【所見】

したがって、国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。
- ② 民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。
- ③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。

(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況

ア 建築物内の棟、部屋の確認状況

各省の使用実態調査では、都道府県等への依頼文書において、使用の有無を確認するアスベストの種類やアスベストが使用されている製品（商品）名を例示しており、調査の実施に当っては、建築物の設計図書等によりその使用を確認することが可能である。

しかし、当省が調査した15都道府県に所在する389施設について、これらの施設におけるアスベスト使用についての確認状況をみると、使用実態調査時に都道府県等から照会を受けた所有者等が、i) 調査対象とされた年度内(平成8年度以前)に増改築された棟を確認していないもの、ii) 機械室等建築物内の一部の部屋のみに限定しているものなど、建築物全体における使用状況を十分確認せず回答しているものが、学校、病院及び民間建築物で計6施設みられた。

このため、当省が、この6施設についてアスベストの使用状況が確認されていない棟及び部屋を設計図書等により調査したところ、2施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付けパーライトや吹付けロックウール等が使用されていることが判明した。

また、当省が調査した389施設のうち、使用実態調査時にアスベストが使用されていないと報告されていた施設について、当省が目視や設計図書等により調査した結果、アスベストが含有されている可能性がある建材を使用している箇所が判明したものが3施設みられた。さらに、使用実態調査でアスベスト含有建材が使用されていると報告された箇所以外にも、同様の建材が使用されているものが1施設みられた。

イ エレベータの昇降路の確認状況

(エレベータの昇降路に関する指示の状況)

エレベータの昇降路内には、耐火被覆材としてアスベスト含有建材が使用されている場合がある。このため、国土交通省は、都道府県に対し、「民間建築物における吹付けアスベストに関する追加調査につ

いて」(平成17年8月8日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡)において、民間建築物調査に当たって、エレベータの昇降路内に耐火被覆材として使用されている吹付けアスベストの使用状況について留意するよう追加指示を行っている。

しかしながら、国の建築物調査、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査においては、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況について留意するよう指示は出されていない。なお、エレベータの昇降路について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

(エレベータの昇降路におけるアスベストの使用状況)

当省が調査した389施設のうちエレベータが設置されている建築物は205施設あり、このうち、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されているものは、国の建築物が25施設、地方公共団体施設が26施設、病院が22施設、民間建築物が22施設など、合わせて115施設(56.1%)となっている。

この115施設のうち4施設では、所有者等が自主的な判断によりエレベータ管理会社に照会したり設計図書で確認した結果、エレベータの昇降路内にアスベスト含有吹付けロックウール等が使用されていることが判明している。なお、これらの4施設は、国の建築物、地方公共団体施設及び病院であり、いずれも所管する省から使用状況について留意するよう指示は出されていない。

【所見】

したがって、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。

- ② アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。

(参考) 使用実態調査の対象とされていない設備

(全熱交換器におけるアスベスト使用の可能性)

空調設備の入口に冷暖房を効率的に行うために設置されている全熱交換器の中には、交換器内の熱交換用部品に成形されたアスベスト(成形板等)が使用されているものがある。

当省の調査では、全熱交換器メーカーの中に、ホームページ等において、全熱交換器内の熱交換用部品に1980年代までアスベストが使用されているとして、アスベスト以外の素材を使用した部品に更新することを推奨しているものがみられる。また、当省が意見を聴取した専門家は、建設年度の古い建築物等に、アスベストを使用した全熱交換器が設置されている可能性があり、損傷、劣化した場合、空調設備を通じて建築物の室内全体に飛散するおそれがあると指摘している。

なお、各省の使用実態調査は、「当面の対応方針」に基づき、吹付けアスベスト等の吹付け材について調査を実施することとされたため、吹付け材以外の成形板等については、吹付け材よりもアスベストの飛散のおそれが少ないとされており、調査時において吹付け材以外の成形板等が損傷、劣化した場合にアスベストが飛散する可能性について十分な知見もないことから、全熱交換器は調査対象とされていない。

(全熱交換器の設置状況)

当省が調査した389施設のうち、空調設備に全熱交換器が設置されているものは59施設あり、その中には、アスベストの使用の有無を確認することが望ましいとされている1980年代に設置された全熱交換器も3施設でみられた。

2 ばく露防止対策等の適切な実施

(1) ばく露防止対策の実施状況

【制度の概要】

(ばく露防止対策に係る法令及び各省の指導状況)

前述第1の3のとおり、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から、石綿則第10条の規定において、事業者等は、吹付けアスベスト等が損傷、劣化等により、飛散・ばく露のおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講じなければならないとされている。

また、関係各省は、それぞれの使用実態調査において、アスベストの除去等を推進するため、平成17年7月以降、各府省、都道府県等又は建築物の所有者に対して、調査の対象とされたアスベストの使用が確認された建築物で、使用されているアスベストが劣化し、飛散・ばく露のおそれがあるものについては、直ちに除去等を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう求めている。

なお、吹付けアスベスト等の劣化状態については、民間の専門機関の技術指針において、調査・診断の方法が示されている。

(アスベスト除去等に対する支援措置)

国土交通省は、多数の者が利用する建築物のアスベスト除去等を促進することを目的として、平成18年2月、既存の補助制度である優良建築物等整備事業に、アスベスト改修型優良建築物等整備事業（以下「アスベスト改修型事業」という。）を追加している。

アスベスト改修型事業は、地方公共団体が民間事業者等に対して、アスベストの含有の有無を調べるための調査及びアスベスト除去等に要する費用を補助する場合に、国が、その地方公共団体に対して、費用の3分の1を補助することなどを内容とするものであり、予算額は、平成17年度補正予算においてアスベスト改修型事業が50億円（一部は平成18年度に繰越し）、18年度において優良建築物等整備事業に当てられた52億円のうちアスベスト改修型事業分が30億円、19年度において優良建築物等整備事業が48億円（アスベスト改修型事業分としては特に定められて

いない。)となっており、その支出額は平成17年度から18年度までの合計で約44億円となっている。

また、国土交通省が、平成17年度に創設した地域住宅交付金制度では、地方公共団体が地域の実情に応じて、アスベストの含有の有無を調べるための調査や、アスベスト除去等を行う場合にも支援しているところである。

このほか、地方公共団体独自の施策である融資及び利子補給(以下「融資等」という。)により、アスベスト対策に取り組んでいる地方公共団体もみられる。

【調査結果】

今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県におけるばく露防止対策の実施状況を調査した結果、次のとおり、ばく露防止対策の実施が適切に行われていない状況がみられた。

(ばく露防止対策の実施状況)

当省が、15都道府県に所在する389施設を、目視や設計図書等により、調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されているとみられた199施設のうち除去等の措置を実施していないものが146施設みられ、これらについて、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、毛羽立ち、たれ下がり、繊維のくずれなどの劣化があり、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるものが36施設(24.7%)みられた。

このうち21施設(14.4%)は、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた箇所の閉鎖又は使用禁止などのばく露防止対策が講じられているが、それらの対策が講じられていないものが、次のとおり、15施設(10.3%)みられた。

- i) 所有者等が目視により確認したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、当該所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準（空気10中10本）以内であったことから、飛散するおそれがないと考えたなどの理由から、ばく露防止対策が講じられていないもの（4施設）
- ii) 所有者等が、ばく露防止対策を講ずる必要性を認識しているにもかかわらず、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の除去等の措置には多額の費用を要することやアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が確認された施設が営業に不可欠な施設であることなどを理由として、除去等の実施に消極的なもの（9施設）
- iii) アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている箇所の使用頻度が低いことなどを理由として、所有者等がばく露防止対策を講じず、定期的にはほうきで清掃させるなど従来どおり職員に使用させているもの（2施設）

（吹付けアスベスト等除去等のあい路）

上記のとおり、ばく露防止対策が講じられていないものがある原因は、下記のとおり、i) アスベスト粉じん濃度の測定結果がアスベスト工場等の敷地境界基準以内であれば、ばく露防止対策を講ずる必要がないと所有者等が誤解していること、ii) アスベスト粉じんの室内環境についての基準が定められていないこと、iii) アスベストの除去等の支援措置が十分でないことなどによるとみられる。

i) 劣化状態等を把握する際のアスベスト粉じん濃度の位置付け

上記のとおり、当省の調査結果では、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準以内であったことから、飛散するおそれがないと誤解している例がみられる。

しかし、民間の専門機関の技術指針においては、「吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断は、処理工事の要否及び処理工事を実施する場合の工法を選定するための診断であり、現地調査において吹付けアスベストの劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度の状況の把握、現地状況・周辺状況等（使用頻度等）を勘案して、総合的に診断する」こととされている。

このため、所有者等によって行われているアスベスト粉じんの濃度の測定については、測定時点でのアスベスト飛散の有無や程度を判断するには参考となるものの、その結果のみから直ちに除去等の措置の必要性を判断することはできず、その必要性を判断するには劣化状態の把握等を勘案して、総合的に診断することが必要となっている。

ii) 建築物室内におけるアスベスト濃度指標

空気中におけるアスベスト粉じんの濃度の基準については、労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第75号）における建築物の解体工事現場などの労働環境の基準（空気10中150本）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に基づくアスベスト工場等の敷地境界基準は定められているものの、室内環境についての基準は設定されていない。

このため、平成17年12月の建築分科会建議において、「健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。」と提言されている。また、「総合対策」では、「国民の不安への対応」の具体的な方策として、通常室内等の低濃度環境におけるアスベスト濃度測定技術の確立を含め、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うこととされた。

こうした状況を受け、文部科学省が所管する科学技術振興調整費により実施された「アスベストによる健康障害対策に関する緊急調査研究」の一環として、民間の専門機関において、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究が行われ、平成18年3月、「建

建築物室内のアスベスト濃度指標の検討」が取りまとめられた。それによれば、アスベストの室内濃度については、相当数の測定データを得ることができ、試料採取方法や測定技術についても一定の知見を得たとする一方、今後更なるデータの蓄積が必要と考えられるとし、取り分け、建築物室内の濃度指標の設定に当たっては、より多くのデータに基づく詳細な検証が必要となり、建築、医学等の専門家による多角的な検討も求められるとしているが、これ以降、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究は、行われていない。

iii) アスベストの除去等の支援措置の活用状況

アスベスト改修型事業は、地方公共団体に対する間接補助であるため、民間事業者等が同事業を利用するには、所在する都道府県又は市町村において補助制度が創設されていることが前提となっている。このため、国土交通省は、平成18年11月現在で全国の都道府県及び政令市における補助制度の創設状況を取りまとめ、同年12月26日に開催された都道府県及び政令市の建築行政担当者会議等において、アスベスト改修型事業の活用を促している。

さらに、国土交通省は、平成19年8月30日付けで都道府県等に対し、市町村も含めた補助制度の創設状況についての調査を依頼し、同年9月現在で、全国の1,877地方公共団体におけるアスベストの除去等の支援措置の創設状況を取りまとめている。

それによれば、アスベスト改修型事業に係る補助制度の創設状況は、

- a) 都道府県レベルでは、47都道府県のうち、創設済みが18都道府県(38.3%)、創設を検討中が5都道府県(10.6%)、創設予定なしが5都道府県(10.6%)、他の融資等により対応することとしているもの19都道府県(40.4%)
- b) 政令市レベルでは、17政令市のうち、創設済みが13政令市(76.5%)、創設を検討中が3政令市(17.6%)、他の融資等により対応することとしているもの1政令市(5.9%)
- c) 市町村レベルでは、1,813市町村のうち、創設済みが122市町村

(6.7%)、創設を検討中が83市町村(4.6%)、創設予定なしが1,596市町村(88.0%)、他の融資等により対応することとしているもの12市町村(0.7%)

となっている。

このように、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されていない地方公共団体があるのは、財政負担を嫌って難色を示しているところが多いためとの指摘もある。また、アスベスト改修型事業に対する国からの補助金の支出状況は、平成17年度から18年度までの間において、地方公共団体施設のために支出された国費が約33億円となっている一方、民間建築物に対する支出はその19分の1の約2億円にとどまっているなど、民間のアスベスト除去対策には十分活用されていない。

なお、前述「ばく露防止対策の実施状況」ii)の除去等の措置の実施に消極的な9施設のうち、当省が調査した平成18年11月現在で、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されている県市に所在するものは1施設、同制度が創設されていない県市に所在するものは8施設となっており、その後、19年9月現在で、創設されている県市に所在するものは2施設、創設されていない県市に所在するものは7施設となっている。

【所見】

したがって、国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。

- ② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。

(2) 吹付けアスベスト等の管理状況

【制度の概要】

(吹付けアスベスト等の管理に係る各省の指導状況)

吹付けアスベスト等の適切な管理を実施するため、使用実態調査の実施に当たって、i) 国土交通省(国の建築物調査担当部局)は各府省に対し、文部科学省及び厚生労働省は都道府県等に対し、吹付けアスベスト等の状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがなく、除去等の措置を実施する必要がない場合であっても、将来劣化するおそれがあるため、その状態を定期的に観察すること、及び、ii) 国土交通省(国の建築物調査担当部局)は各府省に対し、文部科学省は都道府県等に対し、使用実態調査の結果及び工事の記録(以下「使用実態調査結果等」という。)を保存することを、それぞれ求めている。

【調査結果】

今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における吹付けアスベスト等の管理状況を調査した結果、次のとおり、定期的な観察など吹付けアスベスト等の管理が適切に行われていない状況がみられた。

ア 定期的観察の実施状況

(定期的観察に関する各省の指導状況)

国土交通省(国の建築物調査担当部局)は、国の建築物調査において、各府省に対し、緊急の措置の必要がないものについては、定期的に劣化、損傷等の状況等の確認を実施するよう指導するとともに、定期的に確認する際の頻度についても、例として、i) 吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、露出部分、気流の流れのある部分については、3か月に1回程度、ii) 吹付けアスベスト等の飛散防止措置が実施されている場合は、1年に1回程度、それぞれ目視による点検を

実施することなどを挙げている。

また、文部科学省も、学校施設等調査において、都道府県等に対し、i) ばく露のおそれがないものについては、最終的に吹付けアスベスト等が除去されるまでの間、吹付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うこと、ii) 既に封じ込めや囲い込みの状態にあるものについては、最終的に使用されているアスベストが除去されるまでの間、その状態等について点検・維持管理を行うことを求めている。さらに、厚生労働省も、病院調査及び社会福祉施設等調査において、都道府県等に対し、施設又は病院におけるアスベストに係る安全管理等について、現在飛散のおそれがない場合であっても、吹付けアスベストの状態を、定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導するよう求めている。

しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、また、国土交通省（民間建築物調査担当部局）は民間建築物調査において、都道府県等に対し、定期的観察の実施を求めている。

なお、定期的観察の実施について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

（定期的観察の実施状況）

当省が、定期的観察の実施が求められていない地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する164施設を目視や設計図書等により調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた91施設のうち除去等の措置を実施していないものが72施設みられた。

72施設で使用されている吹付け材について、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものが52施設みられた。

なお、残る20施設については、前述のとおり、使用されていた箇所
の閉鎖などのばく露防止対策が講じられているものが6施設、これらの対策が講じられていないものが14施設となっている。飛散・ばく露

のおそれがないとみられる51施設（上記52施設のうちアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が把握漏れのため除去等の措置が未実施の1施設を除く。）について定期的観察の実施状況をみると、47施設では定期的観察を行っているか、おおむね6か月以内に除去を予定している。

しかし、4施設（7.8%）では、吹付けバーミキュライトであるため飛散のおそれがない、調査を依頼した建設会社から定期的観察の必要性について言及がなかったなどの理由から、定期的観察が行われていない。

なお、当省が、定期的観察の実施を求めている国の建築物調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査の対象となった、15都道府県に所在する225施設を調査したところ、定期的観察を実施していないものが、国の建築物調査で当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる14施設中1施設、病院調査で同15施設中2施設、社会福祉施設等調査で同7施設中2施設みられた。一方、定期的観察の実施を求めている地方公共団体施設調査においては、調査した14県及び23市区のうち23県市（62.2%）が、自主的に定期的観察を行っている状況がみられた。

イ 使用実態調査結果等の所有者等における保存状況

（使用実態調査結果等の所有者等における保存に関する各省の指導状況）

国土交通省（国の建築物調査担当部局）は国の建築物調査において各府省に対し、文部科学省は学校施設等調査において都道府県等に対し、使用実態調査結果等は、改修・解体工事を実施する際に有用であることから、それらの所有者等における適切な保存を、それぞれ求めている。

しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、厚生労働省は病院調査及び社会福祉施設等調査において、また、国土交通省（民間建築物調査担当部局）は民間建築物調査において、都道府県等に対

し、使用実態調査結果等の所有者等における保存を求めている。

なお、使用実態調査結果等の所有者等における保存について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

(使用実態調査結果等の所有者等における保存状況)

当省が使用実態調査結果等の所有者等における保存が求められていない地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する254施設について、使用実態調査の結果の保存状況を調査したところ、所有者等が、保存の必要性を認識していないなどの理由から、これを保存していないものが、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査において、12施設(4.7%)みられた。

また、上記254施設のうち、アスベストの除去等の対策工事のうち「除去」以外の措置が講じられた31施設について、当省がその記録の保存状況を調査したところ、所有者等が、囲い込み工事を行ったことにより対策は終了したと認識し、工事の記録を保存していないものが、民間建築物調査において、1施設みられた。

【所 見】

したがって、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。
- ② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

3 届出情報及び使用実態調査結果の活用

【制度の概要】

厚生労働省は、アスベストのばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、労働安全衛生法に基づく作業届等の対象となる作業現場を確実に把握することが不可欠なことから、平成17年7月、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対し、「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日付け厚生労働省労働基準局長通知）により、対象事業場の把握について、建築物の解体時に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく届出が行われる都道府県等との連携を密にするよう指示している。

また、厚生労働省は、労働局に対し、「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」（平成17年8月26日付け労働基準局長通知）により、都道府県と連携して民間建築物調査の情報を入手し、これにより把握したアスベスト使用建築物の事業者に対して、アスベストの劣化・損傷状況やばく露防止措置等について自主点検を行わせ、ばく露防止措置が十分でない事業者に対して監督指導等を実施するよう指示している。

国土交通省は、都道府県等に対し、「吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局との連携について」（平成17年8月26日付け建築指導課課長補佐事務連絡）等により、民間建築物調査の結果について、労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めるよう要請している。

【調査結果】

今回当省が、建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況、民間建築物調査結果の入手状況を調査した結果、次のとおり、労働局において、届出情報及び調査結果の入手が適切に行われていない状況がみられた。

ア 建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況

アスベスト使用建築物の解体等の際には、アスベストが大気中に飛散し、現場の作業員や周辺住民にばく露するおそれがあるため、労働安全衛生法、石綿則、大気汚染防止法及び建設リサイクル法により、事業者は事前に作業計画等を労働基準監督署(以下「監督署」という。)又は都道府県等に届け出ることが義務付けられている。

当省が調査した8労働局と16監督署(各労働局管内の2監督署を抽出)について、これらの労働局が所在する8都道府県等からの建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況をみると、3労働局及び6監督署では、労働局又は労働局から指示を受けた監督署がこれを入力し、労働安全衛生法等に基づく届出が出されているか確認しているものの、5労働局及び10監督署では、労働局及び監督署とも入手していない。

入手していない5労働局及び10監督署では、その理由について、建設リサイクル法に基づく届出件数は1監督署管内で年間数千件に及ぶこともあることから、この届出の中から、アスベストが使用されている建築物に関する情報を抽出する作業に時間と労力がかかることなどを挙げている。

一方、建設リサイクル法に基づく届出情報を入力している3労働局及び6監督署の中には、都道府県等の建設リサイクル法担当部局からすべての届出情報の提供を受ける方法は採らず、アスベストが使用されている建築物の解体に係る届出があった場合に限定して、当該届出書の写しを監督署に送付させる方法等を探っているものもある。

イ 民間建築物調査結果の入手状況

当省が調査した8労働局における都道府県等からの民間建築物調査結果の入手状況をみると、7労働局では都道府県等から調査結果を入力しているが、1労働局では入手していない。この理由は、当該労働局が都道府県等に調査結果の提供を求めたものの、都道府県等が、個人情報の保護を理由として調査結果の提供に協力していないことによる。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律

第58号)第8条では、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供することができる」とされている。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。
- ② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。

4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

【制度の概要】

(廃石綿等の処理に係る規制の強化)

アスベストを含む廃棄物のうち、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物で、飛散するおそれがあるもの（以下「廃石綿等」という。）は、一般の廃棄物と比べ特別の管理を必要とすることから、平成3年10月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正（平成4年7月施行）による特別管理廃棄物の制度の導入に伴い、「特別管理産業廃棄物」に指定された。これにより、排出事業者が廃石綿等を処理するに当たっては、「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」（廃棄物処理法）、「処理に係る帳簿の備付け」（同法）、「処理委託業者へ産業廃棄物の種類、数量、性状等を事前に文書通知すること」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。））などが義務付けられた。

また、平成10年3月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）の改正（平成10年6月施行）により、廃石綿等の排出事業者に対し、「廃石綿等保管時の飛散防止措置を講ずること」（廃棄物処理法施行規則）が義務付けられた。

(廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査)

廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査については、廃棄物処理法において、都道府県等が、これらの事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

環境省は、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、都道府県等に対し、「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」（平成17年7月28日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「立入検査等強化通知」という。）により、i) 排出事業者及び処理業者に対して重点的に立入検査を行うこと等により、廃棄物の適正処理が確保されるよう、指導の強化、徹底に努めること、ii) 立入検査の結果、不適切な処理が行われてい

る場合には、速やかに適切な措置を講じるよう排出事業者及び処理業者に指示することを通知しており、この内容は「当面の対応方針」にも盛り込まれている。

なお、環境省は、平成17年8月、排出事業者及び処理業者並びに都道府県等の廃棄物担当者向けに、前述の廃棄物処理法等の改正による廃石綿等の排出事業者に対する新たな規制の内容を盛り込んだ「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」(以下「処理マニュアル」という。)を作成し、都道府県等に配布した。

【調査結果】

今回、当省が、7都道府県及び10市(以下都道府県及び市を「県市」という。)における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況、廃石綿等の排出事業者における廃棄物処理法等の遵守状況等について調査した結果、次のとおり、県市において立入検査表を作成していない状況や、事業者において廃棄物処理法等を遵守していない状況などがみられた。

ア 立入検査表の作成状況

環境省は、平成2年4月、「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成2年4月24日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「立入検査通知」という。)により、都道府県等に対し、i)立入検査等に関する計画の作成、ii)立入検査等の実施、iii)立入検査等の結果の活用などの立入検査後の措置に係る留意事項を示している。また、環境省は、都道府県等に対し、立入検査を行うに当たっては、立入検査表を持参し、これに沿って義務規定等の遵守状況を検査するとともに必要な指導を行い、その検査結果及び指導事項を同表に記録するよう求めている。さらに、環境省は、公正な立入検査等の実施、検査内容の徹底、立入検査等の記録の保存を図るため、都道府県等に対し、環境省が様式・検査項目を示した立入検査表案に基づいた立入検査表の作成を求めている。

しかし、その後、環境省は、i)平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第817号)の施行により、産業廃棄物に係る事務が機関委任事務から法定受託事務となったことから、都道府県等の自主性を尊重すべきであるとし、また、ii)立入検査は都道府県等の監視体制等を踏まえて行う必要があることから、通知により統一的な処理を求めることは適当ではないとして、前述の産業廃棄物処理法等の改正により規制が強化された事項を立入検査表案に盛り込み、都道府県等に提示するなどの措置を講じていない。

このようなことから、当省が、17県市における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況を調査したところ、次のとおり、立入検査表を作成している県市がみられる一方、立入検査表を作成していない県市がみられた。また、立入検査表を作成している県市の中にも特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表から欠落しているものがみられた。

- ① 17県市のうち14県市では、立入検査実施時の視点・検査項目、指導事項等の統一化を図り、かつ、検査漏れを防ぐなどの目的で、立入検査表を作成して立入検査を実施している。

この中には、立入検査表が二枚複写式となっており、一枚を事業者に交付することにより改善点を事業者に分かりやすく示すことができるようにしているもの(1県市)がみられた。

これに対し、上記の14県市を除く3県市においては、立入検査に当たってアスベスト処理の関係図書等を携帯することにより立入検査表に代替できるなどとして、立入検査表を作成していない。

- ② 立入検査表を作成している14県市のうち13県市では、前述の特別管理産業廃棄物の制度の導入により廃石綿等の排出事業者に義務付けられた特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表に盛り込まれていない。

盛り込まれていない項目についてみると、i)「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」の有無が盛り込まれていないもの(3県市)、ii)省令で定める特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件が盛り込ま

れていないもの(10縣市)、iii)「帳簿の備付け」が盛り込まれていないもの(6縣市)、iv)「処理委託業者に対し事前に文書通知すること」が盛り込まれていないもの(11縣市)、v)「廃石綿等の飛散防止措置を講ずること」が盛り込まれていないもの(4縣市)となっている。この中には、立入検査通知において環境省が都道府県等に示した立入検査表案の検査項目を全く改定していないもの(1縣市)もみられた。

なお、立入検査表に特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目がすべて盛り込まれていた1縣市は、環境省から、平成17年7月に立入検査等強化通知が出され、同年8月に処理マニュアルが示されたことを契機に、従来使用していた立入検査表を見直し、処理マニュアルを参考に、特別管理産業廃棄物に係る検査項目を盛り込んだ立入検査表を作成している。

イ 廃棄物処理法等の遵守状況

環境省は、アスベスト問題の発生を受け、平成17年7月、都道府県等に対し、前述の立入検査等強化通知において、排出事業者及び処理業者に対して指導の強化、徹底に努めるよう通知している。

しかし、当省が、17縣市に対して建設リサイクル法に基づく解体工事に関する届出等を行っている廃石綿等の排出事業者38事業者について、立入検査等強化通知が示された平成17年7月以降における廃棄物処理法等の遵守状況を調査した結果、次のとおり、帳簿の未整備、文書による事前通知の未実施がみられた。

なお、環境省が、立入検査等強化通知に基づき、平成17年7月から9月にかけて都道府県等が実施した排出事業者及び処理業者に対する立入検査結果を取りまとめたところ、全国の立入検査件数1,420件のうち、帳簿の記載不備、排出事業者が処理委託業者に廃石綿等を引き渡す際に交付することとされている産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)交付の不徹底など、24件の不適切な事案が判明している。

(7) 帳簿の備付け及び記載状況等

排出事業者が特別管理産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握できるよう、排出事業者は、廃棄物処理法において、帳簿を備えることとされている。また、廃棄物処理法施行規則により、帳簿には、委託年月日、受託者の氏名、住所、許可番号、委託量等を記載することとされている。

帳簿の備付けについては、上記の必要記載事項を記載した伝票などを綴じて保存することにより帳簿を備えたものとみなすとされている。

しかし、当省が、38事業者における帳簿の備付け状況、記載状況等を調査したところ、帳簿の必要記載事項を承知しておらず、処理委託業者に交付した管理票の記載内容を把握していれば足りるとの認識から、管理票を保存しているのみで、帳簿の必要記載事項である受託者の許可番号及び委託年月日を確認できないものが6事業者みられた。

(4) 処理委託業者に対する事前通知の実施状況等

特別管理産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物の運搬又は処分を専門の処理業者に委託する場合には、廃棄物処理法施行令において、特別管理産業廃棄物の種類、数量、廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項等をあらかじめ文書で通知することとされている。

しかし、当省が、38事業者における事前通知の実施状況を調査したところ、委託先の収集運搬業者及び処分業者が特定の業者に定まっていることもあり、当該通知は口頭によるもので足りるなどとして、文書での通知を行っていないものが6事業者みられた。

この6事業者の中には、排出事業者が文書による通知を下請先に任せており、下請先における事前通知の実施の有無、通知した内容など、事前の文書通知の実施に係る事項を全く把握していないものも1事業者みられた。

さらに、管理票に、その必要記載事項（廃棄物処理法施行規則）である当該廃棄物の「数量」を記載しないまま交付していたものが1事

業者みられた。

【所 見】

したがって、環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。
- ② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。

国都まち第76号
国住備第85号
国住指第3517号
国住街第210号
平成19年12月28日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課長

住 宅 局 住宅総合整備課長

建築指導課長

市街地建築課長

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、去る12月11日、総務省行政評価局から「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」（以下、「勧告」という。）がなされたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方をお願いする。

記

1. 民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査（以下、「実態把握調査」という。）については、平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしているところであるが、別紙1のとおり平成19年9月14日時点で、調査対象となる約25万棟の建築物のうち約4万棟について未だ調査報告がなく、調査の結果露出してアスベストの吹付けがなされていることが明らかになった約1

万5千棟の建築物のうち約7千棟について未だ飛散防止措置を講じていない状況である。また、総務省のアスベスト対策に関する調査（以下、「総務省調査」という。）において、調査対象とすべき建築物が適切に選定、調査されていない状況等がみられたとされた。

については、調査対象でありながら報告のない建築物の所有者等に対して報告を行うよう督促するとともに、吹付けアスベストが露出して使用されていることが明らかになった建築物の所有者等に対し、早急に飛散防止のための措置を講じるよう強力に指導すること。その際、以下に留意の上、管内市町村への周知のほか、都道府県、市町村の広報誌の活用等により建築物の所有者等に対しても周知を徹底すること。

① 調査対象の「例示」を調査対象の「限定」と解したことによる調査漏れについて

総務省調査において、実態把握調査の実施にあたり、都道府県から管内市町村に対し、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し調査に当たって留意するよう指示したところ、当該都道府県管内の市町村の中に、例示された種類の建築物のみを調査していた市町村がみられたとされた。

このため、同様の例がないか管内市町村に確認し、調査対象建築物に漏れがあることが判明した場合は、直ちに調査を実施するよう要請すること。

② アスベストの使用可能性が高い長期間未使用の建築物について

総務省調査において、廃業した大規模なボウリング場が廃業後放置され、天井から劣化・損傷したアスベスト建材が床に広く散乱しているなど、使用されていない民間建築物においてアスベストの損傷、ばく露問題が顕在化している例がみられたとされた。

このため、長期間未使用の建築物であっても、施工時期等から吹付けアスベストが使用されている可能性が高いと考えられる場合は、実態把握調査の対象とすること。

③ アスベスト使用の有無についての確認の所有者等への徹底について

総務省調査において、実態把握調査の実施にあたり、都道府県等から照会をうけた建築物の所有者等が、機械室等一部の室のみしか確認していないなど、建築物全体における吹付けアスベストの使用状況を十分確認していない例がみられたとされた。

このため、建築物の所有者等に対し、吹付けアスベストの使用状況については建築物全体について確認するよう周知するとともに、十分確認していないことが判明した場合は建築物全体について確認するよう当該建築物の所有者等を指導すること。

④ エレベーターの昇降路等に係る実態把握調査について

エレベーターの昇降路については、平成17年8月8日付け事務連絡及び平成18年10月1日付け国住指第1539号において注意喚起しているところであるが、エレベーターの昇降路、空調設備等の建築設備における吹付けアスベストの使用実態把握及び飛散防止対策についても建築物の所有者等に対し改めて周知すること。

なお、勧告において指摘されている特殊法人等の建築物の対象範囲、分譲集合住宅の把握の手がかり等については、実態を把握した上で改めて通知する予定である。

2. 吹付けアスベストが使用されている民間建築物における飛散防止対策の徹底について

① 飛散防止対策の実施について

総務省調査において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられるにもかかわらず、アスベスト粉じん濃度が工場等の敷地境界基準（空気1リットル中10本）以内であったためばく露防止措置を講じていないなど、建築物の所有者等の誤解により必要な措置が講じられていない例がみられたとされた。

しかしながら、(財)日本建築センター「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」においては、アスベスト粉じん濃度については、工場等の敷地境界基準等はあるものの、室内基準はなく、室内におけるアスベスト粉じん濃度が工場等の敷地境界基準に適合しているとしても、直ちにアスベスト飛散防止処理工事が不要となるものではないとされているところである。

このため、除去等の措置の必要性の判断にあたっては、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみならず、劣化状態、使用頻度等を総合的に勘案する必要があることについて、建築物の所有者等に周知すること。その際、上述の技術指針が参考となるので、積極的に活用すること。

② 優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）等の活用について

建築物の石綿対策に対する支援措置としては、

- 1) 優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）による補助
- 2) 地域住宅交付金、まちづくり交付金による支援
- 3) 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資

があるところである。

総務省調査において、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）について、補助制度が創設されていない地方公共団体があること、また、民間のアスベスト除去対策には十分活用されていない状況等がみられたとされた。

については、各地方公共団体においては、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）等を活用し、民間建築物に対する補助制度を創設するとともに、支援策が活用されるよう普及・啓発に努めること。

あわせて、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）について、別紙2のとおり、補助対象について明確化するとともに、補助金交付申請手続きの合理化を行う予定としているので、一層の活用に取り組むこと。

③ 定期的観察の必要性及び実施方法、調査結果等の保存について

総務省調査において、吹付けアスベストが使用されている民間建築物において、建築物の所有者等による定期的な観察や調査等の結果の保存が適切に行われていない例がみられたとされた。

調査の結果、当面アスベストが飛散するおそれがない場合であっても、吹付けアスベスト層の劣化又は損傷により将来的にアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、定期的に観察することが重要である。これについて、建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告書の様式（第36号の2の4様式）が平成19年4月1日付けで改正され、石綿を添加した建築材料の調査状況が報告事項に追加されたところであるので、吹付けアスベストが使用されている建築物の所有者等に対し、定期報告制度

を活用し、吹付けアスベストの状況、飛散防止措置の状況等について定期的に調査し報告するよう徹底すること。

また、実態把握調査の結果は、建築物の適切な維持保全、定期調査報告、計画的な建築物の改修の観点のほか、アスベストの飛散防止及びアスベスト廃棄物の適正な処理に関連する法令の遵守の観点からも、建築物の所有者等も含めて適切に保存すべきものであること。

3. 調査結果の活用について

① 都道府県労働局への情報提供について

総務省調査において、実態把握調査の結果について、都道府県労働局から情報提供を求められたものの、個人情報の保護の観点から調査結果の提供に協力しなかった例がみられたとされた。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条では、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供することができることとされており、総務省に確認したところ、今回のケースについては情報提供に何ら問題ないとの回答を得ているところである。

このため、都道府県労働局から調査結果について情報提供依頼があった場合は、協力すること。

4. その他

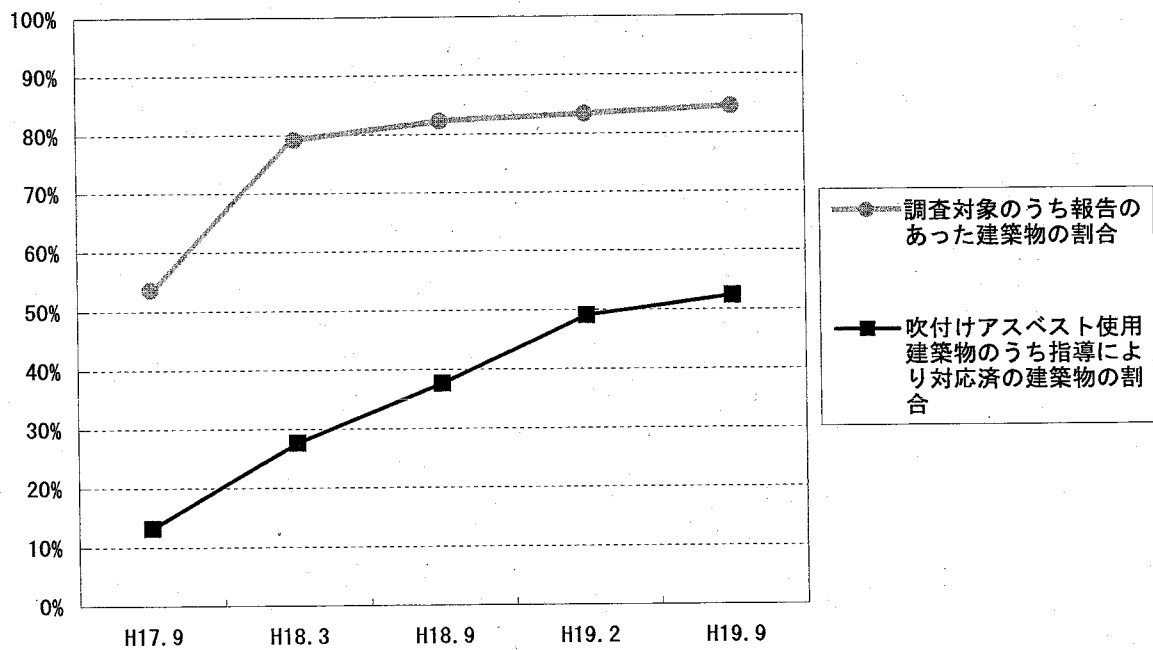
民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等に係る種々の関係資料については、去る12月19日に行った都道府県等建築行政担当者会議において配布・説明しているところであるが、上記の措置を講ずるに当たり、広報活動への利用、建築物の所有者等に対する指導、関係機関との連携、総務省調査における適切・不適切な事例の確認等において、適切かつ確実に使用すること。

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査と指導の状況(H19.9.14現在)

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数	調査結果								備考
			B/A	露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数	指導により対応済みの建築物の数※	D/C	未対応の建築物の数	指導により対応予定の建築物の数	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数	
	A	B	B/A	C	D	D/C	E	F	G	H	
北海道	10,649	9,423	88.5%	724	322	44.5%	402	64	338	0	
青森	2,016	1,859	92.2%	231	160	69.3%	71	8	63	0	
岩手	1,966	1,945	98.9%	113	76	67.3%	37	12	25	0	
宮城	3,604	3,289	91.3%	244	74	30.3%	170	34	136	0	
秋田	1,673	1,663	99.4%	64	36	56.3%	28	1	27	0	
山形	1,598	1,489	93.2%	122	74	60.7%	48	11	37	0	
福島	4,443	4,196	94.4%	190	103	54.2%	87	14	73	0	
茨城	6,246	5,541	88.7%	280	143	51.1%	137	9	128	0	
栃木	4,425	3,986	90.1%	260	157	60.4%	103	22	81	0	
群馬	4,326	4,048	93.6%	272	170	62.5%	102	9	93	0	
埼玉	11,545	8,711	75.5%	434	204	47.0%	230	62	157	11	
千葉	11,341	9,457	83.4%	496	270	54.4%	226	66	160	0	
東京	10,815	8,374	77.4%	1,003	828	82.6%	175	93	81	1	
神奈川	11,500	11,500	100.0%	733	465	63.4%	268	39	228	1	
新潟	4,909	3,802	77.4%	292	161	55.1%	131	22	109	0	
富山	2,784	2,353	84.5%	441	215	48.8%	226	54	172	0	
石川	2,991	2,478	82.8%	257	89	34.6%	168	15	153	0	
福井	2,311	2,094	90.6%	172	160	93.0%	12	5	7	0	
山梨	1,474	1,384	93.9%	97	32	33.0%	65	5	60	0	
長野	6,703	6,703	100.0%	253	121	47.8%	132	30	102	0	
岐阜	4,909	4,270	87.0%	252	124	49.2%	128	26	102	0	
静岡	10,361	9,599	92.6%	648	423	65.3%	225	40	185	0	
愛知	19,350	11,949	61.8%	939	422	44.9%	517	37	480	0	
三重	4,362	3,841	88.1%	204	81	39.7%	123	23	100	0	
滋賀	3,594	2,997	83.4%	242	131	54.1%	111	36	75	0	
京都	6,939	5,533	79.7%	439	175	39.9%	264	73	191	0	
大阪	19,327	16,093	83.3%	1,762	785	44.6%	977	87	890	0	
兵庫	9,286	8,365	90.1%	639	253	39.6%	386	54	307	25	
奈良	2,225	1,871	84.1%	160	90	56.3%	70	13	57	0	
和歌山	3,167	2,489	78.6%	88	39	44.3%	49	9	40	0	
鳥取	1,124	1,124	100.0%	68	37	54.4%	31	4	27	0	
島根	1,470	1,424	96.9%	61	25	41.0%	36	10	26	0	
岡山	5,478	4,278	78.1%	143	91	63.6%	52	6	46	0	
広島	8,633	7,434	86.1%	551	231	41.9%	320	82	223	15	
山口	3,753	2,807	74.8%	120	72	60.0%	48	3	45	0	
徳島	1,764	1,742	98.8%	37	23	62.2%	14	8	6	0	
香川	2,404	2,404	100.0%	68	36	52.9%	32	6	26	0	
愛媛	3,560	3,043	85.5%	155	67	43.2%	88	10	78	0	
高知	1,670	1,288	77.1%	158	66	41.8%	92	24	68	0	
福岡	15,448	12,565	81.3%	607	282	46.5%	325	24	301	0	
佐賀	1,713	1,533	89.5%	76	53	69.7%	23	2	21	0	
長崎	2,473	2,045	82.7%	53	32	60.4%	21	3	18	0	
熊本	3,331	3,147	94.5%	251	99	39.4%	152	18	134	0	
大分	3,059	2,721	89.0%	203	107	52.7%	96	11	38	47	
宮崎	1,970	1,800	91.4%	95	73	76.8%	22	3	19	0	
鹿児島	2,557	2,316	90.6%	66	51	77.3%	15	4	11	0	
沖縄	1,886	1,077	57.1%	11	6	54.5%	5	0	5	0	
合計	253,132	214,050	84.6%	14,774	7,734	52.3%	7,040	1,191	5,749	100	

※「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査で対応した数である。

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査結果の推移



アスベスト改修型優良建築物等整備事業の運用等について

1. 補助対象の明確化

(1) 要綱等の規定

アスベスト改修型優良建築物等整備事業の対象となる建築物及び補助対象となる費用については、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号）において以下の通り規定されている。

■対象建築物

多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））

■対象となる費用

- ・ 露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用
- ・ 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。調査設計計画費^(注1)、補償費^(注2)を含む。）
 - （注1）アスベスト除去等のための、複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。
 - （注2）特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。
- ・ 附帯事務費

(2) 具体的な内容

それぞれの具体的な内容については、以下の通り取り扱うこととする。

■対象建築物

- ① 「多数の者が利用する建築物」とは以下のものが対象となること
百貨店等の商業施設、飲食店、映画館、劇場、事務所、ホテル、学校、分譲マンション、賃貸マンション、研究施設、工場、倉庫（人の出入りがあるもの）等
- ② 「多数の者が共同で利用する部分（付属する電気室・機械室等を含む。）」の扱いは以下の通りであること
 - ・ 商業施設、飲食店、映画館、劇場、事務所、ホテルについては、客が利用する部分だけでなく、従業員が執務する部分についても対象とする。
 - ・ 共同住宅については、共用部分を対象とする。
 - ・ 電気室・機械室等は、実際に入出入りする者が少数の者であっても、多数の者が共同で利用している場合には対象とする。

- ・ 「多数の者」は「不特定多数の者」に限らず、特定の者が利用する部分（事務所、病院等）についても対象とする。

■対象となる費用

- 「吹付けアスベスト等」の取扱は以下の通りであること
 - ・ 「吹付けアスベスト等」は、露出して施工されているものを対象とすること。この場合に、「露出」とは、封じ込めや囲い込みが建材の老朽化等により完全に封じ込め状態になっていない場合も含むこと。（例、天井裏に吹付けアスベスト等がある場合で、天井の建材が劣化し、密閉されていない場合など）
- 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）に要する費用には、以下の費用が含まれること
 - ・ 調査設計計画費（工事計画策定、設計、移転計画策定）
 - ・ 工事の前工程（除去室にある設備機器密封、囲込み作業に先立って行う飛散防止のためのアスベスト封じ込め・前処置
 - ・ 工事費用（仮設工事、本体工事費、除却したアスベストの投入・密閉）
 - ・ 工事の後工程（積み込み・運搬費、処分費）
 - ・ 移転補償費・仮住居費等（特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。）

2. 補助金交付申請手続きの合理化（予定）

- 補助金交付申請手続きについて、物件数と概算額を示した地方公共団体の計画をもって包括的に交付申請・交付決定をし、額の確定時に物件毎の内容を確認する仕組みに見直すことを予定している。

【補助金交付申請等手続き改正案】

現行制度	改正案
① 所有者がアスベスト除去等の改修実施を決定 ↓ ② 交付申請 （改修等を実施する建物・改修等の内容を特定。） ↓ ③ 改修等を実施 ↓ ④ 額の確定	① 交付申請 （公共団体の計画により申請。合計〇〇物件・合計〇〇円） ↓ ② 所有者がアスベスト除去等の改修実施を決定 ↓ ③ 改修等を実施 ↓ ④ 額の確定（建物を特定し、内容を含め申請）

(参考)

優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）（抜粋）

第2 定義

六 アスベスト改修型優良建築物等整備事業

多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））について行う以下の事業をいう。

- (1) 露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査
- (2) 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）

市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号）（抜粋）

第6 補助金の額

- 3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。

一 市街地整備

ロ アスベスト改修型

事業主体が行う事業については、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に要する次に掲げる費用を合計した額の1/3以内の額とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、当該事業に関し事業主体が施行者に補助する費用の1/2以内で、かつ、当該事業に要する次に掲げる費用を合計した額の1/3以内の額。

- ①露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用
 - ②吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用（調査設計計画費（注1）、補償費（注2）を含む。）
 - ③附帯事務費
 - ①及び②に要する費用の合計額に2.2/100を乗じて得た額とする。
- （注1）アスベスト除去等のための、複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。
- （注2）特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。

事務連絡
平成20年6月10日

都道府県建築主務課長 様

国土交通省住宅局
建築指導課建築物防災対策室
課長補佐 阿部一臣

市街地建築課
課長補佐 前田 亮

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について（補足）

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」を受け、平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号及び国住街第210号（以下「飛散防止対策等徹底通知」という。）において、飛散防止対策等の徹底について改めてお願いしているところですが、飛散防止対策等の徹底に際しては、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

1. 対象となる特殊法人等の建築物の範囲について

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査（以下、「実態把握調査」という。）の対象となる建築物については、平成17年8月2日付け事務連絡において、独立行政法人や公益法人の建築物（学校、病院等を除く）や、駅のコンコース（改札口の外側）等について対象とする旨お願いしているところですが、総務省のアスベスト対策に関する調査（以下、「総務省調査」という。）において、郵便局及びNTT局舎が対象から漏れている例がみられたとされました。

つきましては、以下に留意するとともに、調査対象の範囲等について疑義が生じた場合は当職に問い合わせるなど、引き続き適切な調査の実施に努めてください。

- ① 文部科学省及び厚生労働省が調査対象としている施設（別紙1）並びに公共賃貸住宅（公営住宅、改良住宅、地域特別賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅）を除き、特殊法人等が所有する建築物も含めて実態把握調査の対象であること。

- ② 国及び地方公共団体が所有していた建築物のうち、特殊法人等に所有権が移転した建築物については、所有権を移転した時点以降は実態把握調査の対象となること。なお、建築当初は建築基準法第18条の規定が適用され建築概要書がない場合であっても、建築物に係る台帳、定期調査報告書、防火対象物点検結果報告書等により対象建築物の把握に努めること。

なお、調査を実施した例及び判断に迷った例について、平成19年12月14日付け事務連絡で依頼しました調査の結果報告のあった事例を別紙2のとおりとりまとめましたので、参考にしてください。

2. 対象となる分譲集合住宅の把握の方法について

総務省調査において、固定資産課税台帳に記入された延べ面積1,000㎡以上の建築物を機械的に抽出したため、分譲集合住宅が調査対象から除外されている例がみられたとされました。

調査対象を固定資産課税台帳から把握する場合、分譲集合住宅については固定資産課税台帳に区分所有単位で面積が記載されているため、棟全体として対象となる規模かどうかを確認することが必要となることに留意してください。

なお、具体的な確認方法について、平成19年12月14日付け事務連絡で依頼しました調査の結果報告のあった事例を別紙3のとおりとりまとめましたので、参考にしてください。

3. 長期間未使用の建築物の把握の方法について

アスベストの使用可能性が高い長期間未使用の建築物については、飛散防止対策等徹底通知において、施工時期等から吹付けアスベストが使用されている可能性が高いと考えられる場合は実態把握調査の対象とするようお願いしているところですが、平成19年12月14日付け事務連絡で依頼しました調査の結果、当該建築物の把握については調査依頼文書が宛先不明で返送されたものについて環境部局等と連携して現地調査を行う例、当該建築物の所有者の把握については登記簿謄本を活用する例が報告されましたので、参考にしてください。

4. アスベスト除去等の促進に効果を挙げている事例について

優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）等の活用については、飛散防止対策等徹底通知においてお願いしているところですが、このたびアスベスト除去等の促進に効果を挙げている事例を別紙4（略）のとおりとりまとめましたので、参考にしてください。

文部科学省及び厚生労働省が調査対象としている施設

表1に掲げる機関(機関が所有又は管理するすべての建築物)は、文部科学省及び厚生労働省による調査の対象であるので、実態把握調査の対象外である。

表1

文部科学省関係	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学(国・公・私立)
	公立学校関係施設(都道府県立、市区町村立)(共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教職員宿舎)
	専修・各種学校(国・公・私立)
	公立社会教育施設(都道府県立、市区町村立)
	公立社会体育施設(都道府県立、市区町村立)
	公立文化施設(文化会館)(都道府県立、市区町村立)
	公立文化施設(文化財保存施設)(都道府県立、市区町村立)
	公立学校共済組合
	日本私立学校振興・共済事業団
	放送大学学園
	人間文化研究機構
	情報・システム研究機構
	自然科学研究機構
	高エネルギー加速器研究機構
	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター
	国立青少年教育振興機構
	国立女性教育会館
	国立国語研究所
	国立科学博物館
	物質・材料研究機構
	防災科学技術研究所
	放射線医学総合研究所
	国立美術館
	国立文化財機構
	教員研修センター
	科学技術振興機構
	日本学術振興会
	理化学研究所
	宇宙航空研究開発機構
	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会
	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構
	日本原子力研究開発機構
	国立高等専門学校機構
	大学評価・学位授与機構
	国立大学財務・経営センター
	メディア教育開発センター
厚生労働省関係	雇用・能力開発機構

表2に掲げる施設(当該施設と同一敷地内のすべての建築物)は、厚生労働省による調査の対象であるので、実態把握調査の対象外である。

表2

厚生労働省関係	病院
	国立高度専門医療センター
	国立ハンセン病療養所
	国立病院機構が開設する病院
	公共職業能力開発施設(都道府県立及び国立都道府県営施設)
	認定職業訓練施設
	勤労青少年ホーム
	働く婦人の家(勤労者家庭支援施設を含む)

表3に掲げる施設（当該施設が事業を実施するに当たり必要となる一体的な建築物（社員寮等、事業運営に直接関わらないものは除く。））は、厚生労働省による調査の対象であるので、実態把握調査の対象外である。

表3

厚生労働省関係	保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）
	社会事業授産施設
	無料低額宿泊事業を行う施設
	隣保館
	生活館
	ホームレス自立支援センター
	へき地保健福祉館
	地域福祉センター
	ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）
	地方改善施設（地域改善対策、アイヌ生活向上関連施策等として整備した共同作業場、大型共同作業場、納骨堂、共同浴場、火葬場、共同便所、共同炊事洗濯場、ごみ焼却所）
	肢体不自由者更生施設
	視覚障害者更生施設
	聴覚・言語障害者更生施設
	内部障害者更生施設
	身体障害者療護施設
	身体障害者福祉ホーム
	身体障害者入所授産施設
	身体障害者通所授産施設
	身体障害者小規模通所授産施設
	身体障害者福祉工場
	盲人ホーム
	知的障害者入所更生施設
	知的障害者入所授産施設
	知的障害児施設
	自閉症児施設
	盲児施設
	ろうあ児施設
	肢体不自由児施設
	肢体不自由児療護施設
	重症心身障害児施設
	身体障害者通所ホーム
	身体障害者デイサービスセンター
	身体障害者福祉センター（A型、B型）
	障害者更生センター
	盲導犬訓練施設
	身体障害者デイサービス事業所
	身体障害者短期入所事業所（単独設置の場合）
	市町村障害者生活支援センター
	知的障害者デイサービスセンター
	知的障害者デイサービス事業所
	知的障害者短期入所事業所（単独設置の場合）
	知的障害者地域生活援助事業所（グループホーム）
	児童デイサービス事業所（単独設置の場合）
	児童短期入所事業所（単独設置の場合）
	知的障害者通所更生施設
	知的障害者通所授産施設
	知的障害者小規模通所授産施設
	知的障害者通勤寮
	知的障害者福祉ホーム
	知的障害者福祉工場
	知的障害児通園施設
	難聴幼児通園施設
	肢体不自由児通園施設
	重傷心身障害児（者）通園事業実施施設（A型、B型）
	点字図書館
	点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設、補装具製作施設
	精神障害者生活訓練施設
	精神障害者入所授産施設
	精神障害者通所授産施設
	精神障害者小規模通所授産施設
精神障害者福祉ホーム	
精神障害者福祉ホームB型	
精神障害者福祉工場	
精神障害者地域生活支援センター	
精神障害者短期入所生活介護等施設	
精神障害者地域生活援助事業所（グループホーム）	

発達障害者支援センター運営事業実施施設
職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
心身障害児総合通園センター
障害者就業・生活支援センター
小規模作業所
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所
共同生活介護
共同生活援助
共同生活介護・援助（一体型）
短期入所事業所（単独設置の場合に限る）
地域活動支援センター
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）
老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
老人福祉センター（A型、特A型、B型）
老人福祉施設付設作業所
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
認知症高齢者グループホーム
在宅複合型施設
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
介護老人保健施設
訪問看護ステーション
有料老人ホーム
特定民間施設（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第2条第3項に規定する施設）
老人休養ホーム
老人憩いの家
高齢者総合相談センター
介護実習・普及センター
小規模多機能型居宅介護拠点
小規模老人保健施設（定員29人以下）
小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）
小規模ケアハウス
夜間対応型訪問介護ステーション
介護予防拠点
地域包括支援センター
乳児院
母子生活支援施設
児童養護施設
児童相談所
児童相談所一時保護施設
助産施設
保育所
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
へき地保育所
子育て支援のための拠点施設
婦人相談所
婦人相談所一時保護所
婦人保護施設
児童厚生施設（児童遊園を含む）
放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
母子健康センター
慢性疾患児家族宿泊施設
母子休養ホーム
母子福祉センター
自立援助ホーム
地域子育て支援拠点事業実施施設
職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
認可外保育施設
病児・病後児保育事業実施施設

特殊法人等の建築物の取扱の例

(調査を実施した例)

以下の機関が有する建築物

医師会
宗教法人
医療法人
農業協同組合
日本中央競馬会
郵便局
日本電信電話
社会保険診療報酬支払基金
農業試験場
日本たばこ産業
森林農地整備センター
雇用・能力開発機構
電力会社
日本放送協会
産業技術総合研究所
国立環境研究所
都市開発機構
国民生活金融公庫

(判断に迷った例)

以下の機関が有する建築物

社会福祉法人の独立した事務所、寮等	対象
都市再生機構賃貸住宅	対象外
診療所	対象
老人福祉施設	対象外
社会福祉施設	対象外
J R	建築基準法上の建築物は対象

分譲集合住宅の把握方法の例

(建築物の把握)

建築物に係る台帳 (建築確認台帳)
定期調査報告書
住宅地図

(所有者等の把握)

定期調査報告書
昇降機定期検査報告書
固定資産課税台帳
消防部局からの情報
登記簿謄本
マンション管理会社へのヒアリング
現地調査

主なアスベスト使用実態調査の状況

調査時点	調査対象数	うちアスベストが使用されているもの(A)※1	うち措置済みのもの(B)※2	※1		※2
				(B)/(A)		
① 地方公共団体が所有する施設	225,320	6,350	5,540	87.2%	アスベストを含有する吹付けアスベスト等の使用が確認されたもの	除去、封じ込め、囲い込み等をおこなっているもの、又は立ち入り禁止などの間接的な措置により被ばくを回避する対策を講じているもの
② 学校施設等	150,457	※3	※3	-		
③ 病院	7,809	1,213	1,166	96.1%	吹付けアスベスト等のあるものから、石棉等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのないものを除いたもの	除去済みの他に、封じ込め状態、囲い込み状態にあるもの((A)から、措置済みでない病院数を除いたもの)
④ 社会福祉施設	90,629	(a)87 ※4 (b)226	(a)81 ※4 (b)210	(a)93.1% (b)92.9% ※4	措置済み状態ではないもので、石棉等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有するもの	(A)のうち、措置済みのもの
⑤ 公共職業能力開発施設等	3,129	37	36	97.3%	措置済み状態ではないもので、石棉等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有するもの	(A)のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設のうち措置済みのもの、及びその他の場所を有する施設のうち措置済みのもの
⑥ 農林水産省関連施設 (卸売市場、競馬場等)	123,954	1,753	590	33.7%	吹付けアスベスト等が確認されたもの	封じ込め等の対策済みのもの
⑦ 鉄道駅	201社	20駅	20駅	100.0%	吹付けアスベスト等の使用が確認されたもの	飛散防止対策済みのもの
⑧ バスターミナル	2253社	4バスターミナル	3バスターミナル	75.0%	吹付けアスベスト等の使用が確認されたもの	飛散防止対策済みのもの
⑨ 空港ターミナル	95	2	2	100.0%	吹付けアスベスト等の使用が確認されたもの	飛散防止対策済みのもの
⑩ 国家機関の建築物	83,312	500	363	72.6%	吹付けアスベスト等が使用されているもの	封じ込め等の飛散防止対策を実施済みなもの
⑪ 公共住宅	40,243	439	428	97.5%	吹付けアスベスト等の使用が確認されたもの	吹付けアスベスト等の封じ込め等の飛散防止対策を実施済みなもの
⑫ 民間建築物	259,344	14,832	8,006	54.0%	露出してアスベストの吹付けがされているもの	指導により対応済みのもの
⑬ 環境省関連施設(廃棄物処理施設等、自然公園等施設、環境大気測定局舎)	11,846	1,128	374	33.2%	吹付けアスベスト等を使用していた、使用している、又は使用の可能性があるものうち、現時点で施設が廃止されており、従事者にばく露のおそれがない施設を除いたもの	措置が終了しているもの(除去・封じ込め等)
⑭ 防衛省関連施設	22,200	71	3	4.2%	吹付けアスベスト等が使用されているもの	対策済み(封じ込め、囲い込み等)のもの

※3 アスベスト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある室等を有する機関の数は62機関だが、使用禁止等の応急措置を実施済み

※4 (a)利用者が日常利用する場所を有する施設に関する値 (b)④のうち、(a)以外の施設に関する値 ※5 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(第6回)席上配布資料より、⑦⑧⑨は平成18年9月8日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(第6回)席上配布資料より、⑩は国土交通省大官房官庁営繕部資料より、⑪は国土交通省住宅局報道資料

より、住宅局作成

民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査

1. 対象建築物

昭和31年頃から平成元年までに施工された民間建築物のうち大規模（概ね延べ面積1,000㎡以上）な建築物

- ※ 社会資本整備審議会建築分科会建議（H17.12）では、小規模（概ね延べ面積1,000㎡未満）な建築物についても、効率的な調査方法を検討した上で調査すべきとされているところ。
- ※ 学校施設、病院、社会福祉施設、地方公共団体所有施設はH8以前に竣工した建築物が対象。
- ※ 総務省勸告（H19.12）では、小規模な建築物及びH2～H8の建築物についても、効率的な調査方法を検討すべきとされているところ。

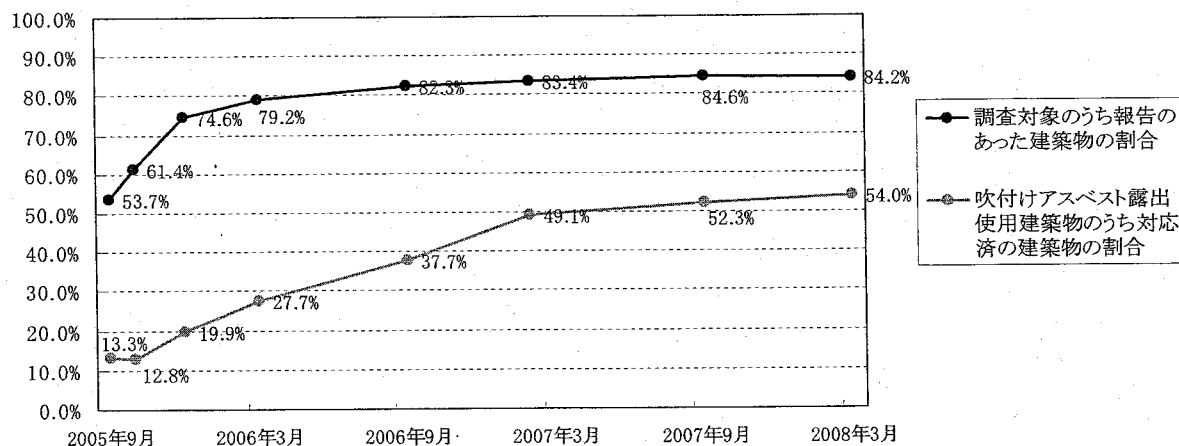
2. 対象建材

室内又は屋外に露出している吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

- ※ 学校施設、病院、社会福祉施設等については、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトも調査対象。

3. 調査結果（平成20年3月14日現在）

- ・ 調査対象約25.9万棟のうち報告済のものが約21.8万棟（報告率約84%）
- ・ 露出してアスベスト等が吹付けられている建築物が約1.5万棟、うち対応済のものが約8千棟（対応率約54%）
- ・ 最近では報告率、対応率ともに伸びが鈍化



	H17.9.27	H17.10.25	H17.12.15	H18.3.17	H18.9.15	H19.2.14	H19.9.14	H20.3.14
調査対象の建築物の数(A)	142,929	253,904	254,689	256,025	256,211	253,086	253,132	259,344
報告のあった建築物数(B)	76,747	155,806	189,971	202,779	210,809	210,961	214,050	218,349
B/A	53.7%	61.4%	74.6%	79.2%	82.3%	83.4%	84.6%	84.2%
露出してアスベストが吹き付けられている建築物数(C)	7,883	14,577	16,349	16,401	15,787	14,890	14,774	14,832
対応済の建築物数(D)	1,045	1,859	3,250	4,546	5,950	7,313	7,734	8,006
D/C	13.3%	12.8%	19.9%	27.7%	37.7%	49.1%	52.3%	54.0%

無警戒の石綿3種検出

保育園など 公共8施設で

国内に使われていないとされているトレモライトなど3種類のアスベスト(石綿)が東京の保育園など8か所の公共施設を検出されていたことが分かった。各自治体は2005、06年度、学校などを対象としてアスベストの1者調査をしたが、読売新聞の調査では、都道府県や政令市などの78か所の3種調査については調査してなかった。発がん性が指摘される3種類のアスベストのうち、無警戒のまま使用されている発がん性も高い、今後、公共施設の再調査や検査態勢の見直しを迫られている。

自治体の75%調査せず

アスベストは断熱性、防音性に優れ、1960～70年代に建材などで使われたが、06年に製造・使用が全面禁止された。国内では、

主なアスベスト建材メーカーは、1から6種類のうち、白石綿、茶石綿、青石綿以外は使っていないとされており、自治体の調査で、市内の立寄園の07年度(2007年度)は、トレモライトが検出された。本市の調査で、茶石綿、青石綿が検出された。本市の調査で、茶石綿、青石綿が検出された。

市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。

自治体も、種類の検査を規定していたが、調査の依頼書に種類が明記されておらず、分析手順を示した白紙の検査依頼書(100円)を、本市が委託した検査機関が都道府県と政令市に送付している。読売新聞が都道府県と政令市に問い合わせると、全自治体の検査対象を明記するよう改訂される見込みだと話した。

市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。東洋大の神山宣彦教授(労働衛生学)は「国内では3種類しか使われていないというが業界や業界の常識だった。だが、高濃度で見つけた例がある以上、使用量などの再調査が必要だ」と話す。

市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。

市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。市は「コボタ」旧神崎工場周辺の民間への健康被害が判明した問題を受け、各自治体に公共施設のアスベスト使用実態調査を依頼した。

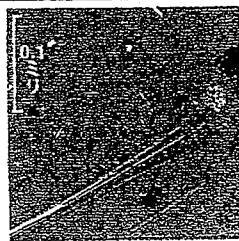
出賃分の見直し、国内では見極めて適切に対応するよう促すこともアスベストを建材に使用した建築物の解体が本格化するのを前に、民間の建物を含め、検査の徹底を急ぐ必要がある。 (地方部 木田裕夫)

無警戒石綿 民間建物にも

濃度最大60%、強い発がん性

国内で使われていないとされ、アスベスト(石綿)な。公共施設での検出例は、2006年12月に私立トレモライトが、私立保育園やマンションなど都内3か所の民間の建物から、最高60%という高濃度で検出された。アスベストの有無を調べることになっているが、検査会社の多くはトレモライトを分析対象としていない。見逃されたまま建物が使われ続けたり、飛散防止策が取られずに解体されたりして健康被害を引き起こす恐れがあり、検査体制の見直しが必要とされている。

部内の保育園のボイラー室から検出されたトレモライト(針状のもの)。見えやすくするため、赤色フィルターを使っている(顕微鏡で拡大。検査会社「ライフオー」社提供)



の天井とはりから7.5~10%。いずれも飛散する恐れの高い吹きつけ材で、解体

アスベスト(石綿) 断熱性、防音性に優れ、建材などに幅広く使われたが、発がん性がわかり、2006年に製造・使用が全面禁止された。法令で使われる無の調査が義務付けられているのは、建物の解体・改修工事前のみだが、国や各自治体は03、06年度に公共施設について使用実態を一斉調査した。ただ、民間については大規模な建物しか行われなかった。

内装工事前の調査で見つかった。国内では、6種類あるアスベストのうち、トレモライトなど3種類は使用されているとされていた。このため、解体前の調査などで分析対象としない検査会社は多いが、今回は、検査した外資系の2社が6種類すべてを対象とする米国の基準で調べたため見つかった。3例では、いずれもほかのアスベストは検出されず、単独で使用されており、6種類の検査をしないと見逃されて対策も取られなかったとみられる。

トレモライトなど3種類のアスベストは、自治体の昨年までの調査で都内など8か所の公共施設でも最高53%の濃度で見つかった。トレモライトの発がん性はアスベストの中で最も

強い青石綿と同程度とされ、飛散防止策が取られないうまま建物が解体される。作業員や周辺住民に健康被害が出る恐れがある。アスベストを含む建築物の老朽化による解体・改修工事は増え続けており、環境省は2020~40年ごろがピークとみている。検査会社が加盟する日本作業環境測定協会は「鉱物に不純物として入っている事例は把握していたが、これほど高濃度で検出されたと聞くのは初めてだ。今後は6種類すべてを対象に検査していくように体制を整えたい」と話している。

石綿6種すべて検査

国が通達 未使用とされた3種も

国内未使用とされたトレスライト[㊟]な3種類のアスベスト(石綿)が保育園などで相次いで検出されているを受け、厚生労働省は、建物の解体・改修工事前の調査で分析対象とするよう検査会社や建設会社などに通達した。アスベストは発がん性が強く、解体工事などで飛散すれば、健康被害を招く危険性がある。しかし、厚生労働省が示していた分析方法ではトレスライトなどは分析できなかったため、多くの検査機関は分析対象としていなかった。

アスベストは6種類あり、いずれも発がん性が強いと2006年ですべての製造、使用が禁止された。国内では白、茶、青石綿が大量に使用されており、トレスライトなど3種類も昨年暮れ以降、公共施設と民間建物の計1か所で検出されていたことがわかった。

アスベストを使った建物を解体する際には、飛散して作業員や周辺住民に健康被害の出る恐れがあり、覆いなどを必要とする対策が必要とされている。このため使用した可能性のある建物については、国が解体前の調査を義務付けている。

しかし、厚生労働省が1996年と05年に示した通達では、白茶、青石綿の分析方法が示されていないが、2006年に日本工業規格(JIS)が6種類の分析が可能な方法を示したが、厚生労働省は直後に同省の分析方法についてもJISと同等の精度があるとして通達し、分析方法を改める必要性を示さなかった。

また、JISも分析対象を主に白茶、青石綿とする「Y」記述していたため、多くの検査会社は6種類の調査をしないままとなった。

新たな通達は今月6日付で出され、①アスベストの全6種類を調べる②過去に一部の種類しか調べていない建物は再調査する——と求めている。6種類のいずれかについて国の基準の含有率0.1%を超えたものが見つかれば、解体の際に飛散防止対策を取る必要がある。

トレスライト 国が定義する6種類のアスベストの二つで、発がん性は、最も強い青石綿と同等とされる。これらは、アミンノ、ハイライト、アタックノライトなども、国内では使われていないとされている。アスベストは全体で約1000万トンが輸入され、9割は建材などに使われたとされるが、この3種類の輸入量も詳しい用途は分かっていない。

アスベストに係る建築基準法令関係条文

【建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）】

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。
- 三 (略)

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二条第一項、第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2・3 (略)

【建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）】

（著しく衛生上有害な物質）

第二十条の四 法第二十八条の二第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

（基準時）

第三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十七条の八、第三十七条の九及び第三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準）

第三十七条の四の二 法第八十六条の七第一項及び法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

（石綿関係）

第三十七条の四の三 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（前条に規定する基準に係る部分に限る。第三十七条の十二第三項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。
- 二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
- 三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第三十七条の十二

1～2 (略)

3 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。

二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第百三十七条の四の三第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。

4 (略)

【建築基準法に基づく建設省・国土交通省告示】

○建設省告示第千四百四十六号（最終改正：平成十八年九月二十九日）

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～十九（略）

二十 石綿飛散防止剤

二十一～二十二（略）

第二（略）

第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 別表第二(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ロ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。

二 別表第三(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる検査項目について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。

三 別表第二の(ロ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされていること。

四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項

(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理(製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。)に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

- (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。
 - (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。
 - ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。
 - ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
 - ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。
 - ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。
- 六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。
- イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。
 - (1) 品質管理の推進が工場その他の事業場(以下「工場等」という。)の経営方針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。
 - (2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。
 - (3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。
 - ロ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。
 - (1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
 - (2) 社内規格の制定、改正等についての統括
 - (3) 製品の品質水準の評価
 - (4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
 - (5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処理及びその対策に関する指導及び助言
 - (6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
 - (7) 外注管理に関する指導及び助言
- 2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。
- 一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二(品質システム—製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル)—一九九八の規定に適合していること。
 - 二 前項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合していること。
 - 三 製造をする建築材料の規格等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）（略）

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第一号に掲げる建築材料～第一第十九号に掲げる建築材料	(略)	(略)
第一第二十号に掲げる建築材料	<p>一 密度及び粘度の基準値が定められていること。</p> <p>二 塗布量の下限の基準値及び塗布方法が定められていること。</p>	<p>一 石綿飛散防止剤の密度及び粘度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に石綿飛散防止剤の密度及び粘度を測定できる方法によること。</p> <p>イ 密度の測定は、J I S K五六〇〇・二・四（塗料一般試験方法―第二部…塗料の性状・安定性―第四節…密度）―一九九九によること。</p> <p>ロ 粘度については、J I S K五六〇〇・二・二（塗料一般試験方法―第二部…塗料の性状・安定性―第二節…粘度）―一九九九によること。</p> <p>二 石綿飛散防止剤の塗布量の測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、厚さ十二ミリメートルの日本農林規格に定める合板（コンクリート型枠用合板―類）の底板と四十×三十×四百七十ミリメートルの木材を釘打ちした木枠で構成された型枠に、J I S A九五〇四―二〇〇四のロックウール三十五質量パーセント、J I S R五二一〇―二〇〇三のポルトランドセメント十五質量パーセント及び水五十質量パーセントで、厚さ四十ミリメートルになるように、吹き付けたものとする。</p> <p>ロ イの試験体に石綿飛散防止剤をエアレスプレーその他の均一な塗布が確保される方法を用いて塗布すること。</p> <p>ハ 塗布量は、ロの塗布前後の薬剤量を適切な測定精度を有する測定機器を用いて測定する。</p>
	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際に、当該建築材料からの</p>	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際の当該建築材料からの繊維の飛散本数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に織</p>

繊維の飛散が認められないこと。

維の飛散本数を測定できる方法によること。

イ 試験体は、(は)欄前号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものについて、それぞれ、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

(1) 摂氏六十度±三度、相対湿度九十五パーセント±五パーセントの環境下に十六時間放置し、その後直ちに摂氏六十度±三度の環境下で乾燥を八時間行う過程を十回繰り返したものの

(2) (1)の過程を経ていないもの

ロ 比較用の試験体は、清浄な塗装鉄板、プラスチック板等の繊維の発生しないことが明らかであるものとする。

ハ 空気の吹き出し装置は、外径九・五ミリメートルから一一・五ミリメートル、内径一・七ミリメートル、長さ二十五ミリメートルから三十五ミリメートル、拡散角度九十度のノズルを有するものとする。

ニ 繊維の飛散の測定は、装置内を清浄にした後に、試験体を設置し、ハの装置のノズルから圧力差九十八キロパスカルの空気を吹き出し、当該空気を約十五センチメートル離れた位置からイの試験体に均一に当て、装置内の空気を径二十五ミリメートルのメンブランフィルターで、毎分一・五リットルずつ、六十分間以上採取し、採取された空気中の繊維の本数を位相差顕微鏡を用いてJ I S K三八五〇一一空気中の繊維状粒子測定方法—第一部—位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法—二〇〇〇の測定方法により測定すること。ただし、同規格における六、一、三a)の規定は適用せず、繊維全てを計数し、計数視野数は百以上とする。

ホ ニの測定をロの比較用の試験体及びイの試験体について行い、測定値を比較すること。

四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際に、その衝撃

四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際の飛散防止層のくぼみの深さの測定及び当該部分からの脱落

によって生じる飛散防止層（石綿飛散防止剤により被覆又は固着された当該建築材料の部分）のくぼみの深さが石綿飛散防止剤を塗布しない場合と比較して大きくなり、その衝撃による飛散防止層の脱落の発生がないこと。

の発生の有無の確認は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層のくぼみの深さを測定し、当該部分からの脱落の発生の有無を確認できる方法によること。

イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。

ロ 衝撃を与える装置は、磁石等によって試験体の上面から一メートル上の高さから J I S B-50-1 玉軸受け用鋼球—一九八八に規定する呼び二並級の鋼球（直径五〇・八ミリメートル、質量約五百三十グラム）を回転しないように自由落下させる機構を持つ装置とすること。

ハ 衝撃は、気乾状態のセメント強度用標準砂（厚さ約十センチメートル）上に表面を上にして平らに置いたイの試験体に、ロの装置を使用して試験体の中央部に一メートルの高さから鋼球を落下させることによって与えること。

ニ 衝撃による飛散防止層のくぼみの深さは、六十センチメートル離れたところから目視して表面に生じていると認められるくぼみについて、ノギスにより一ミリメートル単位まで測定すること。

ホ 衝撃による飛散防止層からの脱落の発生の有無は、ニによる観察を終えた試験体を表面が下になるようにつり上げ、目視により確認すること。

五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、飛散防止層に脱落又は損傷を発生させる付着強度の低下が認められないこと。

五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際の飛散防止層の付着強度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層の付着強度を測定できる方法によること。

イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。

ロ 引張試験の試験片は、イの試験体の中央付近に十センチメートル四方の鋼板を無溶剤型の二液形エポキシ接着剤で接着させ、質量約一キログラムのおもりを載せて二十四時間静置したもの

		<p>とすること。</p> <p>ハ 付着強度の測定は、ロの試験片の鋼板の周辺に沿ってカッターで二十ミリメートルまで切り込みを入れたものを、試験面の鉛直方向に毎分一ミリメートルの速度で引張力を破断するまで加えることにより行うこと。</p> <p>ニ 石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものについて、ハで測定された付着強度を比較すること。</p>
第一第二十一号に掲げる建築材料～第一第二十二号に掲げる建築材料	(略)	(略)

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	検査項目	検査方法
第一第一号に掲げる建築材料～第一第十九号に掲げる建築材料	(略)	(略)
第一第二十号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち、第一号及び第二号	一 資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。
第一第二十一号に掲げる建築材料～第一第二十二号に掲げる建築材料	(略)	(略)

○国土交通省告示第千七百七十二号（平成十八年九月二十九日）

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの

○国土交通省告示千百七十三号（平成十八年九月二十九日）

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの（以下「対象建築材料」という。）に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

一 次のイからへに適合する方法により対象建築材料を囲い込む措置

イ 対象建築材料を板等の材料であつて次のいずれにも該当するもので囲い込むこと。

(1) 石綿を透過させないものであること。

(2) 通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。

ロ イの囲い込みに用いる材料相互又は当該材料と建築物の部分が接する部分から対象建築材料に添加された石綿が飛散しないよう密着されていること。

ハ 維持保全のための点検口を設けること。

ニ 対象建築材料に劣化又は損傷の程度が著しい部分がある場合にあつては、当該部分から石綿が飛散しないよう必要な補修を行うこと。

ホ 対象建築材料と下地との付着が不十分な部分がある場合にあつては、当該部分に十分な付着が確保されるよう必要な補修を行うこと。

ヘ 結露水、腐食、振動、衝撃等により、対象建築材料の劣化が進行しないよう必要な措置を講じること。

二 次のイからニに適合する方法により対象建築材料に添加された石綿を封じ込める措置

イ 対象建築材料に建築基準法第三十七条第二項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤（以下単に「石綿飛散防止剤」という。）を均等に吹き付け又は含浸させること。

ロ 石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させた対象建築材料は、通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。

ハ 対象建築材料に石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させることによつて当該対象建築材料の撤去を困難にしないものであること。

ニ 第一号ニからへまでに適合すること。